

令和3年6月愛荘町議会定例会会議録

令和3年6月4日（金）午前9時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 5号 令和2年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 報告第 6号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 4 議案第29号 愛荘町空家等の適正管理に関する条例
- 日程第 5 議案第30号 道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第31号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第32号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第33号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第34号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第35号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10

出席議員（14名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 澤田源宏君 | 2番 村西作雄君 |
| 3番 森野隆君 | 4番 西澤桂一君 |
| 5番 村田定君 | 6番 高橋正夫君 |
| 7番外川善正君 | 8番 徳田文治君 |
| 9番 河村善一君 | 10番 吉岡忍ミ子君 |
| 11番 瀧すみ江君 | 12番 竹中秀夫君 |

13番 辰 己 保 君

14番 伊 谷 正 昭 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	上林市治君
総務担当政策監	青木清司君	企画・産業担当政策監 兼ワクチン接種推進室長	藤塚雅徳君
福祉担当政策監	森 まゆみ君	経 営 戦 略 課 長	生駒秀嘉君
みらい創生課長	西川傳和君	公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君
くらし安全環境課長	水谷徹也君	税 務 課 長	北村章夫君
福 祉 課 長	田中孝幸君	健康推進課長	木村美紀君
子ども支援課長	北川三津夫君	商工観光課長	藤野知之君
建設・下水道課長	羽田順行君	学校教育担当課長	辻 裕樹君
生涯学習課長	陌間秀介君	図 書 館 長	茶谷えりか君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳 田 郁 子 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（伊谷正昭君） 皆さん、おはようございます。大変御苦勞さんでございませう。座らせていただきます。

楠農林振興課長より欠席届が出ておりますので、報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊谷正昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（伊谷正昭君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日6月3日に引き続きまして、4名の一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 外川善正君

○議長（伊谷正昭君） 7番、外川善正君。

○7番（外川善正君） 外川善正、一問一答で一般質問を行います。

有村町長が愛荘町長に就任され、そのときの施政方針を述べられた1つに、人と人のつながりを大切にし、コミュニケーションを図り、施策の推進を行うとのことを、幾つかの数多くの公約の中の1つとして示されておられます。このことについては、以前の一般質問の中でもお聞きしていると思いますが、特に昨年度の施策の展開の中では具体的な形が見受けられない、また、行政運営においても業務の取扱いにおいて一貫性が見えないことから、特定の施策に捉われることなく、行政全般を通じて再度お尋ねするものであります。

愛荘町公共施設等総合管理計画から始まり、庁舎等公共施設の最適化に関する方針に至る一連の施策のそれぞれの施策を進めていく中においても、コミュニケーションが図られた後に提示された案件は少なく、議会や住民の方々が理解されたものではなかったように見受けられます。

一方、通常の行政運営においては、業務上発生した業務ミスにおいても報道機関、特定の新聞等です、に記事の提供をするのもあり、また、逆に公表しないものもある

ため、何を基準に行っているのか、また、再発防止対策についても、行政側がどのように講じているのかなど、あまりにも見えないところが多くあります。このような状況が目につくことから、次の点についてお伺いします。

1点目。協議を行うとは、具体的にどのような時期を指しているのか。また、協議を行った結果について、反映する部分があるとするれば、その時期はいつがベターと考えるか。このことについてお尋ねします。

2点目については、1点目が終わり次第、また質問します。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 愛荘町では、町民との協働によるまちづくりと計画的な施策の推進を図ることを目的として、町総合計画をはじめとする各種計画を策定しておりますが、その計画策定時や見直し時においては、策定委員会を立ち上げ検討しております。また、当町における重要な施策を展開する場合にも、今回のような庁舎等のあり方検討委員会等を立ち上げ、具体の方針案として答申いただき、事業を進めることとしているところです。

これらの委員会は、町内各種団体の代表や公募委員などにより構成されており、住民や関係団体等の意見を聞いて進めているところです。また、案が示された時点で、町民を対象にパブリックコメントを実施し、広く町民の意見をお聞きしているところです。また、議員の皆様には、パブリックコメントを実施する前の段階において説明をさせていただき、御意見を頂いているところです。

これら町民や議員の皆様からの御意見については、都度速やかに検討の上、可能な限り反映するよう努めております。今後におきましても、町民の皆さんの声を受け止めるとともに、行政としての情報発信、提供に努めてまいります。

○議長（伊谷正昭君） 7番、外川君。

○7番（外川善正君） 答弁ありがとうございました。

今お聞きしている段階においては、頭の部分については策定委員会を立ち上げて事業を進めているとか、あり方検討委員会ですね、それを立ち上げ、そしてやっている。中ほど、中間ぐらいに言われたパブリックコメント、パブリックコメントの前に意見を頂いていると、議員から、というような答弁があったように思います。

そこで私がお尋ねしているのは、策定委員会とか検討委員会をいつ立ち上げて、ど

のような形で進めている、事業を進めている、そういうような部分は何も聞いてないです。だから今、こんなことで時間取ってるの、もったいない。時計を戻してくださいよ。私の聞いていることをきちっと答えていただければ、それで簡潔に。協議というものはどういう位置づけで、どういうふうに協議をやっていくのかということをお尋ねしているんです。だから、そこだけぽんと言うてくださったらええねん。策定委員会とか検討委員会がどうであるとか、そんなものについて、私は何も聞いてない。以上です。

○議長（伊谷正昭君） 外川議員。今、町長が答弁あったとおりに私は思っておりますので、続けてもらえますか。

○7番（外川善正君） 議長、本当にほんでよろしいと思いますか。私の質問書、見られましたか。それに対する答えって出てましたか。協議をしていくのは、私はいつかと聞いているんですよ。

○議長（伊谷正昭君） そういうことですので。

○7番（外川善正君） というのはね。ほんじゃあ、これから続けますやん、そしたら。そこまで言われんねやったら。その協議がね。

○議長（伊谷正昭君） ほんじゃあ、暫時休憩いたします。

休憩 午前9時08分

再開 午前9時12分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） 7番、外川君。

○7番（外川善正君） そしたら、いろんなケースがありますので、具体的に例を挙げてお聞きしていきます。

これは有村町長が就任される前の話かも知れませんが、集約の検討を行う場合は町民議会等を含んだ協議を行うと明記されたんよ。これは何に明記されたかというたら、公共施設等総合管理計画の中に、この文言は書いとんねん。

ほんで、私は総合管理計画、そして個別計画、適正配置の3つを進めていく段階においては、その以前に協議をするという点については、有村町長はおられなかったかも知らんけど、それはどういうふうに捉まえているんですかということをお聞

きします。それは協議をしてないから。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほどの答弁でもお答えをさせていただいているとおりでございますけれども、もちろん議会の先生方にも、それぞれの状況におきましての報告ということをさせていただいておりますし、意見ということももちろん頂いております。

今回の部分でございます町民の皆様にというところでも、先ほどもお答えを申し上げておるとおりでもございますけれども、総合計画、また総合管理計画、また個別施設計画がございますが、その策定においても、それぞれ委員にお入りを頂いております。町民の方々にお入りいただいております。

また、庁舎等のあり方検討委員会においても、町民の代表、団体の代表の方々にもお入りを頂いているというところでもございますので、そういう点におきましては協議ということが、町行政のみならず議会の先生方、また住民の皆様にも、十分にお入りいただいております。

○議長（伊谷正昭君） 7番、外川君。

○7番（外川善正君） 合併時に決まったことの協議、議会と協議をするというのは、いつやられましたか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 申し上げておりますとおり、それぞれの状況、ステージにおいて適切に協議を、御意見をしながら、またすり合わせをしながら進めているものでございまして、そういう点におきましては累次というか、かなり多数の協議をさせていただいております。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） きちっと捉まえてくださいよ、町長。集約を検討する場合には協議を行うと、協議をしますというのを執行部側が言うているんですよ。集約する場合にはということは、その施策が展開されるときには、協議をしとかなあかんのちゃいますか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 重ねて申し上げますとおり、協議を重ねてきているものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 7番、外川君。

○7番（外川善正君） だから、それは最初はいつでしたというてお聞きしました、先ほど。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、それを全員協議会等々でいつだというところの資料は持ち合わせておりませんが、この事案に関しましては、それぞれ議会で御質問を頂いて、私も答弁をさせていただいてから、それぞれの機会ごとに議員の皆様からも御質問等々が寄せられたものでございますし、それに対しても、私のほうからも答弁をさせていただいているものでございます。

また累次の委員会、あり方検討委員会等々ございましたけれども、その全てのものにおきまして、議会の皆様には情報の共有、御意見の聴取ということをしております。

○議長（伊谷正昭君） 7番、外川君。

○7番（外川善正君） 今、町長はいろんな場を捉まえて、逐次というか随時説明しているというお答えだったんですね。

それが、合併した後の庁舎を一本にする、秦荘庁舎をこっちへ集めるという、その集約化についての検討をするというのは大変大きなことやと思う。愛知川地域におられる方は、さほど大きい問題ではないやろうと。というのは、こっちへ集めてくる。けど、こっちに集まれるほうにとっては、大きい事案やと思う。だから、立案とか計画をする段階においては、町民、事業者等に分かりやすく、必要な時期にきっちり説明しなさいよという話を、愛荘町自治基本条例、それでうたっているんですよ。

だから、随時やってもらうのは結構や、いろんな。けど、節目節目はやっぱりきちっと説明して、こんなんをしますよという話をしといて走らんことには、今のこの3年間を見ていると、町民さんにそういう話を投げたというのはいつやったかなと、私はあまり記憶してない。ペーパーであれ、言葉であれ。だから、そこをお聞きしたんです。けど今、話をしても、常に平行線。もっと、やっぱり町民さんのほうに入っていく、そういう気持ちがない限り、私はうまくいかないやろうと思う、それは。

次の議題に行きます。一連の施策の中で幾つかに分けて実施しようとするとき、さきの検討委員会で整理したような答申、これは、そのときの執行部はそれを了解して展開するというような整理をされた。ところが、新しく検討委員会が立ち上がったら、違った形のものを、手を変えてきている。これは昨日も出たか分かりませんが、町

民センター、公民館のことを言うているんですよ、私は。そのときは協議があったのかなと。個別計画の中で集約しますよという整理をして、それでパブコメもやっていますわね。そういう中で変えて、いつ変えたか分からんけど、それでまた、解体でパブコメしていると。そんなんは本来、協議があつてしかるべきではないかと思えますけど、どのように思われておられますか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 本来協議があつてしかるべきでないのかということでおっしゃっているようでございますけれども、先ほどからお答えさせていただいておりますとおり、その協議ということはしっかり重ねてきているものでございます。

また、個別施設計画から、議員も多分傍聴していらっしゃったと思うんですけども、あり方検討委員会、聞いていらっしゃいましたですよ。その中で委員の皆様が、今回の集約の中で、中央公民館であったり町民センターであったりというところに含めて、ハーティーという大変立派なものがあるということの意見を、皆さん本当に町の未来を思ってお出しいただいたというプロセスは多分御存じだと思います。その方針ということを答申で頂いた上で、それを最大に尊重しながら答申にまとめていったというプロセスを経てきているものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） 今、町長おっしゃられたように、私も傍聴しておりました。その話は確かにありました。けんど、検討委員会で整理されたやつを傍聴していたから、協議でオーケーを出したということにはならない。議会としてどうあるべきやというのを見たら、それは同じ盆の上に乗って協議をしやな駄目ではないかなと。私の考え、間違っと思ったら言うてくださいよ。間違いがあれば。

私は、執行部と議会が同時に、同じように考え方、そしてやり方、将来あるべき形、そのようなものをきちっと共有して、そして執行部で聞いても、議会で聞いても、同じ声が町民さんに伝わらないといけないと思うんですね。そのために町と、協議というのは、執行部と議会はやってくださいよというふうに書いとるんや。首かしげるんやったら、かしげたで結構です。一遍、基本条例を読んでみてくださいよ。

そういう意味からね、私はあの後、変えるんやったら、やっぱり一旦大きな形で決めたものを変えるんやったら、協議が必要ではないかなというふうに感じたんです。これは私の考え、思いね。そやけど、町長は全く違った角度で見られてます。それ

は仕方がないです。

次に、感じたことを言います。この前、4か所のエリアを対象に、適正配置の話を区長総代会で実施されました。それはそれでいいんですけど、その中身が、私は一方通行のような気がして、4会場とも傍聴に行きました。けど、その中で質問も、各地域ごとに1人ずつ意見をおっしゃっていただいたように思っております。それは、町長の熱い思いとやっていかなあかんという気持ち、それがやっぱり前面に出てました。その姿はよく見えました。けれども、その一方、町民に寄り添った形の、ともに愛荘町のまちづくりをやっていこうというところが見えなかったんで、そこは感じる場所の違いかもわかりませんが、町長はどういうふうに思われましたか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 外川議員が4会場ともいらっしゃっていたのは拝見しておりますので、全部つぶさに御覧いただいていたと思います。その上で、それぞれ御感想でございますので、外川議員のお感じになったものとは全く違うものをおっしゃっていただいている御意見ということも大変多く拝聴している次第でもございます。

やっぱり住民の皆様にも、こういうふうに取り組まねばならなくなっている、合併をした町としての歩みであったり背景であったりというところを十分に御報告を申し上げましたので、その点におきましても、さすがにそれぞれの字を代表してくださる、その時点において字を代表してくださるお立場である区長様、また総代様におきましては、理解を大変深めていただいたという機会であったというふうに捉えております。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） それで、反論するんじゃないんですけど、今、町長は大変理解をしていただいたというようなことを感じられたと言われましたけど、説明自体も、先ほども言いましたんやけど、全体を捉まえて、そして自分の思い、町の思い、その辺の部分をお話しして下さったんですね。ほんで、聞く側にとつたら、こういう幾つかの項目がありますわね。そういうような部分をやっぱり、レベルに応じた説明の仕方をしていかなあかん。町民の方は分からんのちゃうんかなというふうに思ったんで、そういうような意味で質問させてもらいました。

この1点目の最後、これも昨日、誰か言うておられましたけど、町長メッセージというやつ、これも今、区長総代会のときのことを今お聞きしたのと同じようなイメージになりますけど、この文章をずっと読んでいますと、あたかも議会が後押しをする、

そういうような部分に今になってないような、議会のせいにしたようなコメントと捉まえました。

それで、本当はどういうふうに思っておられるか分かりませんが、これの中にも、ほんま自分の思いと、先ほどの区長総代会の説明会と同じようなことですか、自分の思いと、そういう言葉で終始しているというふうに読まれるんですよ。ほんで町長が、先ほど冒頭でお話しさせてもらったように、就任したときの気持ちを持って、いろんな方と膝を突き合わせて話をすれば、全く違った形でこれが終わるかもわからん。

何でそのようなことを思うようになったかという、いつかの一般質問の中で、あれはその当時の副町長がお答えしたんです。検討委員会に町民の方がおられるんで、町民の説明会と検討委員会が同等のもんやと、そういうようなコメントをされたんです。そういうふうなことがあったので、ずっと今まで進めてきた形を見とつても、何かしらのトップダウン的な要素が前面に出て、ほんまにこの愛荘町を、主管は町民ですさかいに、そのものと一緒に進めていくということが今はできてないのかなと。半分の方は我々と一緒に進んでいると思われるけど、半分の方はどうかなというふうな、中には賛成される方もおられます。

それであと、この3年間を見ていると、そういうような形に見えます。今後も町長は今と同じようなスタンスで、あと残り1年、今期、それをそんな形で進められていくのか、また違った形を模索するのか、その点をお答えください。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今までも住民の皆様であったり、また議会の皆様であったりと、しっかりと意見の交換、また協議ということを重ねてきておる次第でございます。今後とも引き続き、様々な意見交換であったり協議ということを重ねてまいりたいというように存じております。

また、情報ということでもございますけれども、それぞれの広報にもタイムリーに情報の発信ということに努めております。また、この6月から、広報をデジタルに変更していく中において、LINEの活用ということも進んでまいりました。その点におきましては、よりスピーディーに今の旬な情報をお届けできるという体制も、構築を随分と進めることができてきたというふうにも考えております。

引き続き住民の皆様との、この距離ということにはございますけど、もちろん今の世

相コロナということはございますけれども、あらゆる機会を捉えて、住民の皆様とお会いしていきたいというのが私の根本でございますので、その点においても、今後ともしっかりと努めていくというものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） ひとつよろしくお願いします。

それでは、1点目が終わりましたので、2点目のほうへ入っていきます。

行政運営において通常考えない事象等が発生した場合に、タイムリーに内容及び対処方法などについて、従来から速やかに報告されており、再発が起らないように、報告等については業務推進上、重要な位置づけとして今日まで取られてきましたが、報道対応も含め、どのような受止め方でおられるのか、お尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） ミスについて速やかに報告をするよう指示をしているところです。事実の確認や解決策の検討、解決のための組織対応を迅速に行っているところです。さらに、同様のミスを繰り返さないよう、組織的な改善策を策定しております。

報道機関への情報提供につきましては、個人情報に属するもの以外は、行政の透明性を高めていくため、また、情報の公開がより公益に資すると判断するものに関して、速やかに情報提供することとしております。今後も的確な対応となるよう努めてまいります。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） 過日は2つの業務事故が発生しましたね。1つは保険の部分と、国民健康保険とかだったと思います。それともう1つは、会計課の源泉徴収税の部分です。ほんで、1つの課で、担当課で発生したものと、複数の連携すべき担当課、この違いがあったわけです。これらについて、作業手順書というのは各課みんな、業務手順書というんですか、そんなものは作ってあるんですか。

○議長（伊谷正昭君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

仕事の内容にもよりますけれども、基本的には事務マニュアルというものができておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） その業務マニュアルができとったら、何で事故が起こったん

ですか。

○議長（伊谷正昭君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） ミスにつきましては、起こらないようにそれぞれ、いろんな取組等をさせていただいている中で起こるものでございますので、今後でもできるだけ二重チェックをするとか、そういった体制をしっかりと整えることが、そういったところをなくしていくものというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） これはちょっと町長にお聞きしますわ。先般、会計室から出た内容に、会計室の組織体制の根幹が機能していなかったと。組織体制の根幹って、何を指しておるんですか。そして、これを会計課の課長やったかな、報告してきたときに、どのような指導をされたのか。

というのは、以前に、課長にもっとこれからは権限を持たせて、政策監は条例とかそのようなものやっていたいただいて、一般業務については課長が全部、全般に推し進めて、そして育成を図っていくために今回の業務体制を決めたんやという話がありましたわね、大分前に。年度当初、去年だったか、そのときに、今の会計室の課長が、組織体制の根幹に機能してなかったというて持ってきはったときに、どういうふうに捉まえて、どういうふうな指導をされたんですか。これは町長にお聞きします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどおっしゃいました組織としての根幹が機能していなかったというような言葉が、恐れ入ります、現時点においてどのような部分で出てきた言葉なのかということは承知しておりませんので、そのことに関しては御対応いたしかねます。

どういう指導ということでございますけれども、この部分に関しましてですが、また改めましてでもございますけれども、大変、改めて湖東のほうに出向いていただいたりということで、議会の先生方に御迷惑をおかけしたという部分が生じておりますので、そのことに関しまして、本当に申し訳ございませんでした。

このことでございますけれども、御指摘の件は事務処理誤りの訂正でございましたが、議会議員への御報告の上、その取扱いに関しまして御了解を頂いたものと聞いておりましたゆえ、関係議員の方々への御説明にとどめたものという報告を受けておる

ものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） 今、後のほうの冒頭の話は付属的なものであって、組織体制の根幹が機能していなかったというのを、今、町長は、それは聞いてないと言われましたよね。ほんで、そこがやっぱり今、機能してへんのちゃうのかな、逆に。

といいますのは、どんな文書であれ、公のところに出た部分は公文書として、その組織の長が責任を持つ。それが当たり前の世界です。「私は聞いてなかった」、確かに町長はそこまで知らなかったかもわかりませんが、知らないのに、課長がこんなんですよというて出すこと自体がおかしい。そしたら、どのような体制、再発防止をやったというところが何も押さえられてない。これが今の現実と違いますか。

ほんで、手順書やったら手順書どおり、2人の目で確認するのが落ちとったんやったら、チェック漏れで、それはそれで今後、全課に対してこういうのがあったのでという形で、再発防止の周知をやったらいんです。作業手順の間違いと、組織体制の根幹が機能していなかったというのは、全然話が違いますよ。それがそのまますんなり、ああ、そうでっか言うて、今日まで通ってきているんや。そんな組織ないですよ。やっぱりみんな、職員も含め、管理者の方も一生懸命仕事しているんですよ。だったらフォローし合って、みんなできこらんように考えていったらいいんと違いますの。ちゃんと聞くことは聞き、そこで本来の形と違った原因を出してくるんやったら、そこはちゃんと説明してって本人に言うたらええ。聞いてへんなというのは、私はちょっと、そういうような体制が分からないと思います。これはこのぐらいにしときますわ。これ以上言うても、済んだことではないので。

ほんで最後に、この前、適正配置の件に関して新聞報道がなされました。中日と京都。ほんで、これは方針案として説明された分が1回、各新聞社。そして、取り下げられたときのことが書いてあった、延長という表現をしとったんかな、それが中日。京都も出されておりました。この4回の記事提供は、新聞記者が教えてくれいうてここへ取りに来たのか、それとも行政がこんなんですわいうて投げかけたんか、どっちや。それをまず教えてください。

○議長（伊谷正昭君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 2社ともですけれども、こちらのほうから発表したわけではございませんでして、記者様のほうから取材に来られて掲載されたというこ

とになりました。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） ほんなら、そうしましたら、新聞記者が取りに来た場合に、案だったら載せてもいいですよというようなコメントはされたんですね、最初のやつ。適正化配置を今年度予定していますわというのを、新聞に載っていたでしょう、あれは、案としてやったら載せてもいいですよというふうに許可したわけですね、あなた方は。

○議長（伊谷正昭君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 載せる、載せないというよりは、取材に来られましたので、それに対応させていただいたということでございます。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） 今の回答でもそうでしょう。新聞記者は載せるためにここへ取りに来てるんちゃうの。そして、これが延長になったときは、町は何も新聞記者に言わなかった。そこはどうなんですか。

○議長（伊谷正昭君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） そこはさせてもらっていないということです。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） ということは、誰が記事提供したん、あの新聞に出たっの。今、経営戦略課長、記事は出してへん言わはったやろ、その延長になった記事は。そう言ったんちゃうの。

○議長（伊谷正昭君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 町のほうからは記事の提供をさせていただいているものではなくて、記者から取材に来られましたので、新聞社の判断によって掲載されたということになります。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） ということは、新聞記者の判断かどうか、それは分からないけど、記事を提供したのは行政でしょう。誰がほんやったら、新聞記者に流したん。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時46分

再開 午前9時47分

○議長（伊谷正昭君） 会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） 外川君。

○7番（外川善正君） その新聞報道なんですけど、その2社だけが取りに来たと。それも新聞社によって違うんか知らんけど、そんなん流れるようなことでしたら、なぜ5つの新聞社に記事提供を、案ベースでやりますんやったら、それは彦根のあそこで提供しないの。何か京都と中日だけやり取りして、あとはほったらかし。ほったらかしいうたら、読売とか、そういうところ。何もやってないでしょう。

ほんで、案ベースが流れたら、延期になったというほうもやっぱりこちらから投げていかんなん、町民さんは全然、あの時点では分からなかったんやわ、これが延期になったのかどうかという話も。だから、そこら辺の情報が全然行き渡ってない。機能してないんや、情報の共有化というのが。だから今、新聞のその記事一つとっても、どうかなということでお聞きしました。

そういう今までお話しさせてもろたのは、やっぱり町民さんには透明性のある行政運営をやっていたきたい。そのことをお願いして、一般質問を終わります。

◇ 高橋正夫君

○議長（伊谷正昭君） 6番、高橋正夫君。

○6番（高橋正夫君） 6番、高橋正夫です。令和2年度末の財政状況、特に起債状況について、一般質問を行います。

突如世界を襲った新型コロナウイルス感染症、コロナ禍で経済対策、多くの国民が望んでいました。けれども、コロナを克服し、経済の立て直しに真剣に取り組まなければなりません。このツケをそのまま次世代に押しつけることになってしまいます。

国の借金ですが、国債と借入金、政府短期証券の残高合計でございますが、この3月末時点では1,216兆4,634億円と報道されております。昨年度は、特にコロナ対策に伴う大型補正予算を編成し、大量の国債を追加発行されたため、借金の額は過去最大の約102兆円の増加額となっています。1,216兆4,634億円を単純に計算しますと、日本人1人当たり約1,000万円の借金となります。こうしたこと

から、今後、地方財政に及ぼす影響も大きく、地方交付税や補助金及び交付金等にも大変厳しいものがあると思われます。

そこで、当町の現在の借金、いわゆる起債の状況について幾つか質問をさせていただきます。1つ目、一般会計ほか、他の特別会計など、令和2年度末の起債残高は幾らか。よろしくをお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 総務政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） それでは、お答えをさせていただきます。

当町におきます令和2年度末の起債残高でございますが、一般会計が120億9,299万円でございます。特別会計におきましては、下水道事業会計が81億7,906万円となっております。合わせまして202億7,205万円となります。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 高橋君。

○6番（高橋正夫君） ありがとうございます。

愛荘町の人口が2万1,500人ぐらいですので、町の借金も、住民1人当たり約100万円というような大きな額となっております。

次の質問に移ります。第2問目、起債の種類と合計金額、また、そのうち縁故債は幾らか、伺っておきます。

○議長（伊谷正昭君） 総務政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） ただいま起債残高を申し上げました、その内訳につきまして、御報告を申し上げたいと思います。

まず一般会計でございます。令和2年度末でございますが、学校教育施設等整備事業債につきまして9億3,170万円、合併特例事業債が46億9,225万円、地方道路等整備事業債が6億4,612万円、緊急防災・減災事業債が7億3,945万円、臨時財政対策債が45億2,766万円、その他が5億5,581万円となっております。

下水道事業会計でございますが、公共下水道事業債が48億4,926万円、流域下水道事業債が10億1,573万円、資本費平準化債が23億1,407万円で、合わせまして81億7,906万円となるところでございます。

そのうち縁故債でございますが、一般会計では112億5,837万円、下水道事業会計につきましては23億5,200万円、合わせまして136億1,037万円でご

ございます。縁故債と申し上げますのは、銀行等から借入れをしている起債のこと
でございます。平成15年度より銀行等引受債に名称変更をされているものでござい
ます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 高橋正夫君。

○6番（高橋正夫君） ありがとうございます。

次に、今の縁故債のうち、縁故債136億1,037万円というふうにお伺いしまし
た。この合計額の202億余りの金から縁故債を引きますと、約66億円が普通の起
債というふうなことで、この借入れ先はどうなっているのでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 総務政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） 縁故債の借入れ先につきましては、通常、町内に
おけます銀行等につきまして、借入れをしているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 高橋正夫君。

○6番（高橋正夫君） 今、私、申し上げましたのは、銀行以外で借入起債はあるの
かということをお伺いしております。

○議長（伊谷正昭君） 総務政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） 銀行以外につきましては、地方公共団体の金融機
構資金等、公のものがございます。

○議長（伊谷正昭君） 高橋正夫君。

○6番（高橋正夫君） 公と申されると、例えばJA、農協さんとかもあるんですか。

○議長（伊谷正昭君） 総務政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） JA等につきましては民間のほうに入ってござい
ます。

○議長（伊谷正昭君） 高橋君。

○6番（高橋正夫君） この辺にしておきます。

次に移ります。次に、令和2年度末現在の年度ごとの償還金額、毎年幾らか返済し
ていると思いますが、償還金額と、また償還のピーク、これがどうなっているのかお
伺いします。

○議長（伊谷正昭君） 総務政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） まず、一般会計の元利償還金の今後の見込額にな

りますが、各年度ごとに申し上げます。令和3年度が約9億2,000万円、令和4年度が約9億5,300万円、令和5年度が約9億6,600万円、令和6年度が約9億3,000万円、令和7年度が約8億9,000万円となっております。令和5年度が高いものでございますが、ピークと呼べるような大きなばらつきはございません。

また、下水道事業会計でございますが、令和3年度が約8億8,500万円、令和4年度が約8億7,400万円、令和5年度が約8億3,400万円、令和6年度が約8億200万円、令和7年度が約7億6,100万円で、こちらもピークと呼べるような大きなばらつきはございません。

なお、この償還見込額につきましては、今後の借入れ額を含んでおりませんので、今後の事業によっては、ピーク年度については変動することがございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 6番、高橋君。

○6番（高橋正夫君） 詳細にお答えいただきまして、ありがとうございます。今、一般会計と下水道会計の年度ごとの償還額、3年度から7年度ですので、5年間の返済を答えていただきました。

これ以外に、7年度以降、8年度以降も償還は続くというふうに、一般会計では、今申されました償還金額を合計いたしますと、大体46億ぐらいですので、あと一般会計のほうが120億ほどございますので、ずっと続いていくということだし、また、これからの借入れも上乗せして返していかなきゃならないというようなことで、一般会計と下水道会計の合計、毎年18億から19億をずっと返していくということになります。そういうふうに捉まえてよろしいでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 総務政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） 今後も償還につきましては続くものと思いますが、例えば下水道事業会計におきますと、大体、平成の初め頃に始まった償還がございますので、それが終了するような形になってこようかなというふうに思っております。

○議長（伊谷正昭君） 6番、高橋君。

○6番（高橋正夫君） ありがとうございます。

次の質問に参ります。町が起債したもののうち、地方交付税で後年度財政措置のある有利な起債の種類、その合計額。有利な起債、例えば合併特例債は、後で75%交付税措置されるというようなことも聞いておりますので、そういった有利な起債の

種類、また合計額を教えてください。

○議長（伊谷正昭君） 総務政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） まず、有利な起債の主なものにつきましては、今申し上げました合併特例債、交付税算入率70%や、緊急防災・減災事業債の交付税算入率70%がございます。例えばでございますが、令和2年度に実施いたしました防災行政無線の更新事業に対しましては、緊急防災・減災事業債を活用したところがございます。

後年度の財政措置の金額といたしましては、令和元年度決算における将来負担比率の算定において算出をしており、将来の基準財政需要額算入見込額は138億7,461万円となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 高橋君。

○6番（高橋正夫君） ありがとうございます。合併特例債や交付税算入率、私、75%と思っていましたが、70%。緊急防災・減災事業債、それも70%の交付税措置があるということがございます。措置があっても今後の、約束は約束ですので、政府もそのとおりしてもらえるものと思っておりますが、冒頭申し上げましたように、大変な国の借金もございます。この辺もどうかというふうに思っております。

次に、町が起債したもののうち、1番高い金利。現在、低金利の時代ですので、一番高いのはどのぐらいであるかというのを教えてください。

○議長（伊谷正昭君） 総務政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） これまで借りた中では、現在の起債の中では、平成5年度に借入れをいたしました金利につきまして、4.85%が一番高いものでございます。この金利4.85%の起債につきましては2種類ございますが、平成5年度に借り入れて、令和4年9月に償還が終了するものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 6番、高橋君。

○6番（高橋正夫君） ありがとうございます。比較的高いのはあまりないというようなことで、それも令和4年の9月に償還終了ということをお聞きしまして、安堵した次第です。

次に、高金利の起債については借換えを行っていると聞いておりますけれども、具体的な借換え状況、今までに借り換えた経過があるのかどうか、教えてください。

○議長（伊谷正昭君） 総務政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） 借換えでございますが、国におきまして、平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として、財政融資資金の金利5%以上の起債につきまして、財政健全化計画を策定いたしまして、行政改革、経営改革を実施することを要件に、補償金免除の繰上償還を実施されました。

当町におきましても、財政健全化計画を策定いたしまして、下水道事業債の5%以上の起債については、平成20年度に地方公共団体金融機構で借換債を借り入れ、その資金によりまして、補償金免除繰上償還を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 高橋君。

○6番（高橋正夫君） ありがとうございます。高金利の借換え、順調にやっているというようなことで安堵しているんですけども、低金利時代ですので、そこら辺も今後十分に考えて措置してほしいと思います。

次に、町長へちょっと質問をさせていただきます。行財政改革を進める上で積立金、基金が現在50億ぐらいあるんですかね。基金、目的基金ですので、容易に、借金をするのにそれを充てるということにはなかなかないと思うんですけども、基金がありながら起債を起こすというようなことも起こっておりますので、これをどのように考えておられるのか、よろしくお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えをしてみたいです。

今回、高橋議員が全般として、町の財政の部分、御質問いただいておりますのが、様々に町の財政運営ということが大変重要であるという観点に立って御質問を頂いているものであるなと思いつつながら、今も拝聴しておりました。そういう点におきましては、いろいろ町が事業を行うに際しては、やはり予算、お金というものは当然必要なものになってまいりますので、その点を含めて、町の行財政改革や、また財政をしっかりやっというエールを込めての御質問であると思いつつながら、大変ありがたく拝聴を今までもしておいた次第でございます。引き続き、議会の先生方とともに、このような議論ということ、また財政、予算とお金というところもしっかり捉えながら、いろんな政策に当たっていければというふうに存じます。

起債に関しましては、公共施設などを整備する場合に、現役世代のみが負担を負う

のではなく、将来世代との間で世代間の負担の公平性を確保するという役割があります。国、県との協議の上、施設整備の財源として、耐用年数に応じた借入れ期間をもって認められております。

一方、財政調整基金は、経済不況などによる大幅な収入減や災害の発生などによる予期せぬ支出の増加に備え、年度間の財源の不均衡を調整するためのものと認識しております。また、特定目的基金については、特定の事業の財源とするために積立てを行っているもので、目的以外の使用はできないものです。

よって、耐用年数が長く、現役世代の住民のみではなく、将来世代も使用する公共施設などについては、基金の取崩しを行うのではなく、起債の借入れを行い、世代間の負担の公平性を確保する必要があると考えております。

○議長（伊谷正昭君） 6番、高橋君。

○6番（高橋正夫君） ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、現段階における今後の大型事業、ごみ処理施設や上下水道の更新等、また町道の橋梁整備なんかも多額の膨大な資金が要りますので、その今後の取組による財政へ影響を及ぼします、そのことについて、町長はどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 大型事業ということで、特にごみの処理の施設というところ、上下水道の更新ということにもお触れを頂きました。現段階において、新ごみ処理施設の総事業費がまだ明らかでないことから、町の負担額は不明ですが、応分の費用負担は生じてまいります。

また、下水道事業については、耐用年数で更新を行うとすると、令和22年度から始まる見込みであり、また、更新には多額の費用を要することから、その更新費用を毎年度の一般会計で負担することは財政への影響を及ぼします。

こうした中、住民サービスの安定的な供給に支障が生じないように施設の更新を進めていくためには、そのための費用把握や財源確保を行うことが重要であります。このような更新時期を見据え、下水道事業は令和元年度から法適用を行い、公営企業会計として運営しているところです。

なお、上水道については愛知郡水道事務所が管理しており、上水道事業の経営は料金収入で全ての経費を賄う独立採算制を取っています。よって、今後、更新事業に要

する費用により町財政が圧迫されることはないと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 高橋君。

○6番（高橋正夫君） ありがとうございます。今後、大型の事業もありますので、先ほども言いましたようにごみ処理施設、また上下水道の更新、橋梁整備等々、膨大な事業費になりますので、今後ますますの健全な財政運営をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（伊谷正昭君） ここで暫時休憩をいたします。10時30分から再開をいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 村田 定君

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 5番、村田 定です。一般質問を行います。

3問行います。近江鉄道愛知川駅前の整備について、グラウンドゴルフ場の使用料金について、環境政策について、一問一答でお尋ねをいたします。

近江鉄道駅前整備について、昨年12月にも一般質問しましたが、再度、政策監にお尋ねをいたします。近江鉄道愛知川駅は、町の顔ともいべき玄関口であると認識しており、パークアンドライド等を踏まえた駅前環境整備は不可欠であると考えていると、国等の財源活用を見据えた駅前環境整備を検討していきたいというふうに答弁を頂きました。その後の進捗状況、令和3年度の計画についてお尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 企画担当政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

町としては、町の重要な玄関口の1つである近江鉄道線愛知川駅について、沿線住民や町外からの利用客等の利便性向上や利用促進を図るため、パークアンドライドを踏まえた駅前環境整備を行っていくことは極めて重要であると考えております。

駅前整備に当たっては、それ単体ではなく、接続する道路網の整備、町全体として

の都市機能の在り方を検討する必要があるほか、優位な財源確保に向けた配慮も必要でございます。そのため、本年度、町においては、立地適正化計画の要素を含めた都市計画マスタープランの策定に取り組んでいるところであり、本計画で、都市のコンパクト化等による住民の生活利便性の維持、向上、地域経済の活性化等を図るとともに、駅前整備についても方向性を記す予定にしております。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

今、答弁いただいたんですけれども、非常にその時期とか、具体性に欠けているというふうに思わざるを得ません。昨年12月のときにも検討するというふうなことでございましたけれども、既に年度が替わっております。方向性を示す予定、この予定がアバウト過ぎますので、もう少し具体的に、今どこまで進んで、どのように令和3年度でどこまでできるのかという位置まで、ひとつお示しを頂きたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 先ほど御答弁いたしました立地適正化計画の要素を含む都市計画マスタープランにつきましては、今年度中に策定を完了させる予定にしております。同計画に基づき駅前整備を実施する場合、この計画に基づく事業申請が国に認可され次第行うこととなるため、最短でも令和4年度以降の実施となるというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 藤塚政策監は一応、6月で国のほうに帰られるということですが、私、2年前に当町に来ていたときに、質問したときに、この町には伸び代があるというふうなことを示されました。この駅のことも十分考慮に入れての話だと思うんですけど、それ以後はあまり進んでいないということで、これについての考えを聞きたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

昨日の森野議員からの御質問に対する御答弁で申し上げたとおり、2年前、たしか村田議員からの御質問に対して、同趣旨のような御発言をさせていただいたかと記憶はしておるところでございます。唯一の鉄道駅としての愛知川駅というのは、やはり

部外からの人を呼び込んでくる結節点として重要であるということも踏まえた上での御答弁をさせていただいたというところでございます。

ちょっとこの2年の経過を申し上げますと、やはり駅前整備、単純に行うに当たっても多額の資金、特に土地の買収であるとか、その上の路面の整備であるとか、その財源をどうするかという議論も当然ございましたし、それ以前にそもそも近江鉄道線を存続させるかどうかという議論もまさに並行して行われていたというところでございまして、今回、近江鉄道線については全線を存続させると。その負担割合についても、現在町が負っている負担割合よりも低い割合で存続させることができたというところが、1つ経緯としてあるというところでございます。

今回、ウォークブルタウン創造事業ということで進めさせていただいておりますけれども、国のほうにおいても、ウォークブルタウンを実施する市町村に対して優位な補助金を交付するというところが設定されておるところでございまして、その中の1つの方向性というか、最近の都市計画の要件といたしまして、やはり立地適正化計画というのをしっかり定めて、市町村としてコンパクトシティ化に向けて取り組んでおるというところをまず、方向性を指し示すことが必要であるということでございますので、若干遠回りにお映りかもしれませんが、あくまで最短距離として、適正な財源を確保するためにも、まずは立地適正化計画にしっかりと取り組んでおるというところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今年度中に計画をするということも頂きました。また、国等の財源活用も見据えた環境整備ということをぜひお願いしたいと思います。

次に、駐輪場と駐車場の整備についてお尋ねをします。駐輪場は、通学・通勤者で平日は百五、六十台の自転車、バイクで大変混乱します。近江鉄道は、朝夕は1時間に2回、他の時間につきましては1時間に1回しかないために、発車時刻間際に駆け込みで来られることから、駐輪場スペースが狭く、通路にはみ出る状況であります。早く整備できないか、お尋ねをいたします。

次に、駐車場の整備については、土地の確保が必要と考えます。地権者の方には協力を頂けると考えていますが、早急に計画を立てて地権者に交渉する必要があります。確実なものにならないのであれば、次の開発を考えられる時期に来ております。現状についてお尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） まず1点目、駐輪場、これにつきましては、現在、特に通勤、通学の前後におきまして飽和状態となり、通路において多くの自転車が放置されている現状にあるということは、私も現場を見させていただきまし、承知をしておるところでございます。そのため、早期に駐輪場のスペースの確保、これができるよう、現在、近江鉄道側と拡幅に向けた調整を進めておるところでございます。

駐車場につきましては、先ほど御答弁申し上げました駅前環境整備の一環として取り組んでいくものと認識をしておるところでございます。今年度、立地適正化計画の策定作業を進める中で具体化を図ってまいるといことになってまいろうかと存じます。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 皆様のお手元に、今、愛知川の駐輪場の写真をお渡しさせていただきました。これは事務局でコピーできませんので、会社でしてきました。

それで、ちょっと見ていただきたいんですけど、今答弁いただきましたように、非常に狭いというのが実情。しかしながら、入り口が狭いのであって、この横にネットがかかって、こういうふうな空き地があるというふうなのが現状でございます。こういったところは何とか一日も早くできないのかというのが利用者の声であります。私も毎日、何回も通りますし、よく住民さんと会うんですけども、いつも明確な回答ができないというような状況であります。担当課長にその点をお尋ねしたいと思います。

これにつきましては、先般、5月26日に副町長、また羽田課長、愛知川担当の方、また河村議員、森野議員にも現場を見ていただきました。そういったことで御承知いただいていると思いますので、ひとつ課長の答弁をお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 村田議員の再質問にお答えします。

同土地につきましては、近江鉄道の所有地でありまして、昨年12月に近江鉄道、町関係者が現地で立会いを行い、借用に向けまして協議を行いました。その際、その土地を駐輪場として借用することについては内諾を頂いております。

ただし、面積等の確認後、正式に契約締結を行い借用等をしていくため、現在、近江鉄道と契約書の内容について調整を図っております。また、駐輪場として利用する

に当たり、草刈り等も必要になってきますので、今後町のほうで除草等を行い、その後使用させていただく予定としております。

なお、現在設置されております、村田議員から御配付いただきました、青色のネットが写っていると思いますが、そのネットやバリケードの設置者は不明ですが、所有者の近江鉄道側で確認を頂いた後、撤去や再設置を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） この写真にも出ていますように、約150から60台、毎日置いてます。このように奥に駐輪場があるわけですが、入り口が大変狭い。そのために、このように通路にはみ出るわけなんです。これは奥のほうに、きちんと整地をして、整理をして順次置けば、もう少し置けるんですが、なかなかそのようにいけない現状であります。この放置された自転車は、駐在所から来られて、この場所に置いてはいけないというふうな注意喚起をされるイエローカードをつけられるのが現状でありますので、これは一日も早く、何とか対応をお願いしたいというふうに思います。

次に駐車場の件ですが、これは一体的な開発ということで、駐車場だけでのどうのこうのというのは私、申し上げておりませんが、やはり駐輪場、駐車場の一体開発になると思うんですけども、駐輪場については、取りあえず何とか先にさせていただきたい。そして、駐車場につきましては、駅前の一等地を町に協力すると言っていただけというのは、本当に地権者はすごい人なんです。本当の町の発展のために協力的で、そうしたことはなかなかないと思います。これは交渉していただいている担当課長にも大変感謝申し上げたい。本当に、その地権者の方もこの地区をよく御存じです。やはりよくしたいという思いの中で協力いただけるというのは非常にうれしいわけです。

しかし、いつまでもほっておけないと思いますので、その辺については地権者との交渉もありますので、どういう状況なのか、担当課長にお伺いしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） お答えします。

駐車場の地権者の方には、村田議員からも御説明ありましたとおり、あらかじめ、玄関口としての利用に当たりまして、そこをロータリー等の整備について、前向きに

協力を頂くという内諾は頂いているということで、町のほうとしましても、大変感謝しているところでございます。

しかし、政策監のほうからも答弁ありましたとおり、今年度、立地適正化計画の策定作業を進める中で、そうした検討も十分図っていった後に、今後、詳細設計や用地買収等を進めてまいりますので、今年度をめどにそうした計画を定め、次年度以降、順次整備に向けた事業のほうを進めていくという予定で考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

それで、今年度中に具体的に出るということですので、やはり今現在、進捗がこうであるということ、やはり地権者の方にお伝えを頂きたい。そういったことをお願いしたいと思います。そうであれば、地権者の方ももうしばらく、それであれば待つただけだと思いますので、そういう誠意を示していただきたいと思います。ですので、これは1つの課題として、当面の課題として取り組んでいただくようお願いしたいというふうに思います。

次に、グラウンドゴルフ場の使用料金についてお尋ねします。町民及び町内事業所に勤務する者以外の者が利用する場合は2倍の額としますという条例になっております。中央スポーツ公園の使用料が、半日が300円ですから、町民は65歳以上半額の場合に減免になりますので、町外の方は65歳以上でも減免がされません。高齢者同士の唯一の健康づくり、高齢者同士の交流の場として活用されており、町外の方と一緒にプレーするときもあるため、プレーするときは、町外の方は高額なために、誘うのに声をかけにくい状況であります。

当町の場合は2か所のグラウンドゴルフ場があり、大変恵まれております。また、ゴルフ場は2か所とも全面天然芝で、状態もよく、環境整備もされており、大変好評であります。昨年、初めて中央スポーツ公園で県の大会が開催されましたが、認定コースでもあり、町外の方も、グリーンの状態もよく、大変好評でした。また、交通アクセスもよく、ぜひともまた来てプレーしたいというお話を多く聞きました。

高齢者が生き生きと輝き、町外の方もたくさん来ていただき、グラウンドゴルフで元気と活気のある愛荘町としてPRをしていくためにも、町外の方にも減免措置がで

きないか、お尋ねをします。

○議長（伊谷正昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（陌間秀介君） 失礼します。それではお答えさせていただきます。

住民の健康増進と福祉の向上を目的として、より多くの住民の方々に御利用いただく目的で整備をされた施設でございまして、町内と町外で一定、料金に差をつけさせていただいているものでございます。

また、施設の使用料は、利用者によるその利用の対価として負担をお願いさせていただいているものでございまして、利用者にとっては、より安価であることが望ましいというふうに考えられますけれども、維持管理経費の不足分を町の税金で過剰に補うこととなってまいります。現在の利用料金設定につきましては、令和元年12月議会において議決を頂き、令和2年4月1日より適用しているものでございます。

施設利用者に負担の公平性から利用の対価として一定の御負担をお願いさせていただいているものでございまして、他の市町との輪番制での大会等については50%減免をしているなどから、65歳以上の町外の方への減免適用については考えておりませんので、御理解を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） これは、老人クラブの理事会の役員会からも出ておることでもございまして、このようなことを傍聴して聞いておられたとしたら、非常に残念な結果だなというふうに思います。

まずグラウンドゴルフの使用料、町外の方の1年間の利用者はどれくらいあるのか、できたら過去3年間くらいをお聞きしたいと思います。それと、グラウンドゴルフ場の収入見込みがどれくらいあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（陌間秀介君） 失礼します。それでは、町外の過去3年ぐらゐの利用者の方というふうなところ辺という御質問でございますので、お答えさせていただきます。

村田議員からの御質問の内容といたしましては、10年、20年先を見据えたときに、65歳以上の方々が、いろんな方々との交流を通じまして、結果として住民の方々の健康増進などにつながっていくことが期待ができるというような趣旨で御質問いただいているのかなと思っております。

再質問いただきました町外の過去3年間の利用者数につきましては、平成30年度が351名、それから令和元年度が428名、令和2年度については391名ということでございます。それにかかります収入見込みということでございますけれども、それぞれ600円というふうなところでお支払いを頂いているというふうなところがございますので、一番多いところで約24万ぐらいが、町外の方で御利用いただいた場合の収入の金額ということになるかと思えます。

利用料金につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、なかなか減免適用というのは考えさせてはいただいておりますけれども、施設の整備目的としている健康増進でありますとか、御利用いただいている方々の御意見等も参考にさせていただきながら、より利用しやすい環境に努めさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 輪番制での大会については50%の減免をしているということなのですが、以前は彦愛犬というくくりがございました。しかし、今は彦根が抜けまして、犬上愛知でやっているんですが、ちょうど中間の甲良町を使っています。甲良町の場合は使用料金が要らない。そういったことで全員負担がないので、皆さん出席していただく率が高いということでもあります。

それで、これは先ほども言いましたように、高齢者の健康保持、やはり福祉、介護にならない介護を受けないための自らの健康づくり、それとやっぱり交流が目的だと思うんです。ですから、町内のスポーツ施設の中でも、グラウンドゴルフ場の施設というものは、そういった目的をしっかりと持って、非常に交流ができていますし、そういったことで、これはぜひ、他町からもっと来ていただける、交通アクセスが非常にいいわけですし、来ていただければ、どこかに寄って帰っていただける、またお食事をしていただける経済効果もあるわけですので、ぜひそういったことをさせていただきたい。

ほんで町内の人でも、いつも町内じゃなくて、町外へ行かれることもあるんですが、あるところは、その人が町内の人であれば、申込者がそれであれば、あと町外の人でも同料金だというふうなこともございますし、ある程度対価として負担というのは分かるんですが、やはりそこは、自治体は独立したものでありますし、愛荘町独自のよさ、カラーを出していただいて、そういうふうなアクセス、交通にも恵まれている

ので、周囲から来ていただくということを目的にさせていただければありがたいということだと思います。そこらの点、いかがでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（陌間秀介君） ありがとうございます。先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、来ていただいている方、いろんな方が御利用いただいておりますので、そうした方の御意見を聞かせていただきながら、今後取組をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 村田君。

○5番（村田 定君） ぜひ、目的がそういう目的ですので、健康、お互いに自分の体を維持していくということで、特に今はコロナ禍で非常に制限されている中で、そこらはひとつ、町としての考え方をいい方向に持っていただくようお願いしたいと思います。

次に、環境政策についてお尋ねをいたします。2050年カーボンニュートラル、50年に排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けた道筋を、明確に具体的に政府は発表されました。政、官、民が一体となり達成していくため、国、県との戦略等との整合を取りながら、町として何に重点を置き、また、地方自治体としての役割や今後の方向性について、お尋ねをしておきます。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えを申し上げます。

脱炭素社会の実現は国際社会共通の目標であることに加えまして、我が国におきましても昨年、菅総理が所信表明演説におきまして、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこととして宣言されまして、昨年末には2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が策定されたところでございます。

また、滋賀県におきましても昨年、“しがCO₂ネットゼロ”ムーブメントを宣言し、2050年にCO₂排出量を実質ゼロにするということを目指しましておるところでございまして、今年度からCO₂ネットゼロ推進課という課もできました。また、今年度、推進条例を改正するという話も聞いておりまして、県民や事業者等、多様な主体と連携して取り組んでいくというふうにしておるところでございまして。

当町といたしましても、持続可能なまちづくりを希求するに当たり、こうした時代

の潮流を着実に捉え、脱炭素化に向けた取組を積極的に進めていく必要があると認識をしております。これまで、省エネルギーでありますとか、リサイクルの推進でありますとか、既に実施している温室効果ガスの削減に向けた取組を継続していくことはもちろんのこと、温暖化対策を、経済と環境の好循環をつくっていくための産業政策という視点として捉えて対応してまいることにも必要と考えておるところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） これにつきまして、再質問をしたいと思います。

これは担当課長のほうがいいと思うんですけども、民間企業はしっかりと計画を持っております。そしてまた、経営目標として取り組んでおります。国内で出る温暖化ガスの8割を、企業、公共部門が占めます。大手企業などは脱炭素目標を具体的に作成し、取組を進めております。行政も自身で賄い、脱炭素ゼロの社会の実現、温暖化ガス削減に取り組む必要があると考えますが、答弁をお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

滋賀県では、先ほど御答弁申し上げましたとおり、令和2年に三日月知事が、2050年にCO₂排出量を実質ゼロにすることを目指して、県民や事業者等、多様な主体と連携して取り組んでいくという“しがCO₂ネットゼロ”ムーブメントを宣言され、二酸化炭素排出量ゼロの取組に賛同する県民や事業所等を募って、賛同の登録をしてもらうことにより、行政だけでなく全県的なムーブメントとして、県民や事業者等にも広げ、機運を盛り上げていくという取組をされております。

その中に、プラスチックごみの削減、またフードロスの削減等を示されていることから、当町におきましても、第3次愛荘町地球温暖化防止実行計画を策定いたしまして、脱炭素社会に向け、クールビズや庁舎電気を小まめに消灯するなど、職員一人一人が実践できる職場づくり、また、公用車を電気自動車やハイブリッド車に乗り換え、防犯灯のLED化など、温室効果ガス削減に向けた環境づくりに取り組んでおるところでございます。

また、事業者におきましては、特定事業者と公害防止協定を締結をいたしまして、温室効果ガス削減への協力依頼、また、廃棄物削減による4Rの推進と3010運動、食品ロス啓発チラシの窓口配布やホームページ掲載等を行い、事業者に循環型社会形成への関心を高めてもらうことで、低炭素社会に協力いただけるよう啓発を行って

るところでございます。

一方、町民の方に関しましては、省エネルギー施設を設置した経費に対し補助をする愛荘町地域活性化住宅省エネ等改修事業を実施しておりまして、省エネルギー導入に御協力を頂いております。

また、広報によるレジ袋削減記事掲載、マイバッグ持参運動啓発チラシ、食品ロス推進チラシの区長回覧等を実施いたしまして、温室効果ガス削減啓発も実施しております。

今後も引き続き、脱炭素社会への取組、啓発等を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今、御説明を頂きましたけども、もう少しですね脱炭素社会の実現に向けて、町としての取組の何に基づいて実施していくのか、もう少しそこらのところに触れて質問したいと思います。

○議長（伊谷正昭君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） 当町では、国の環境基本法、また滋賀県の環境基本条例を踏まえるとともに、町の総合計画を上位計画としまして、愛荘町環境基本条例に基づく第2次愛荘町環境基本計画を定めております。

この計画につきましては、町、町民、事業者、観光客等が協力して環境に配慮した取組を行うことを目的に策定をしております。環境審議会による意見を求めた上、環境保全の基本的な方向性を定めておりまして、計画の実行に当たっては、実践的な取組の企画や計画推進を目的に、町民、事業所で構成されたエコパートナーシップ会議を随時開催をしているところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、当町の事務及び事業における取組といたしまして、温室効果ガス排出量を削減し、吸収作用を保全、強化することを目的に、愛荘町第3次地球温暖化防止実行計画を策定しておりまして、2030年度において、2013年度比40%の温室効果ガスの削減を目指して、年度ごとに点検評価を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

先ほどもちらっと公用車のEV化という話もされましたが、今、自動車の進化は、私たちが考えるよりもすばらしいスピードで進んでおります。政府は35年までに全ての新車販売をEVなど電動車にする目標を示しております。

また、政府は、2030年代には空飛ぶ車の本格導入に向けた運行ルートなど、法整備の検討に入りました。第1弾として、25年の大阪万博の会場移動などで人を乗せられるように、トヨタ自動車など、官民の作業部会で協議をしておる段階でございます。また、昨今の新聞では、佐川急便が軽自動車の全ての自動車を、脱炭素に向けてEV車に全部替えるということを発表されました。

こういった自動車業界は大きく変わろうとしております。今後10年くらいで、公用車も順次EV、電気自動車に替えていく必要があると思いますが、お考えをお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げたいと思います。

まさに公用車につきましては、検討につきましては早急に行うべき課題ではございますけれども、現時点で具体的にお示しすることは困難というふうに考えておるところでございます。その上で、電気自動車や燃料電池車の普及促進につきましては、環境に優しいエネルギーでございまして、環境への負荷低減につながるものと認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 公用車は何年乗られるのかはちょっと分かりませんが、やはり10年、15年先から替えては遅いと思うので、順次、耐用年数が来た車から電気自動車にしていく、そういうことは大事ではないかなというふうに思います。

次に、脱炭素目標は壁が高く、政府、国は2030年までの温暖化ガス削減の新たな目標を設定し、従来目標より削減幅を広げ、50年に排出量を実質ゼロにするという脱炭素社会の実現に、道筋を明確にしました。大企業では産業革新と位置づけ、抜本的な対応の見直しが迫られます。同時に、行政として、住民に太陽光発電の拡大等が目標達成には欠かせなく、町独自の補助対象ができないのか、お尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えいたします。

脱炭素社会の実現に向けた取組の1つとして、議員お尋ねの再生エネルギーの導入でありますとか、エネルギーの効率的な利用というのも重要な視点というふうに考えております。

こうした点も踏まえまして、当町におきましては、先ほどくらし安全環境課長も御説明いたしましたとおり、現在、LEDの照明設備でありますとかエネファーム等の創エネルギーの設備など、住宅省エネ等改修工事への補助を行っているところでございます。また、県においても同様に、住宅へのスマート・エコ商品の設置に補助がございました。

今後も国、県の動向を見据えつつ、優位な財源確保の視点も持ちながら、町として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今答弁を頂きました補助制度のもう少し具体的な内容、金額なども含めて、担当課長に再度質問したいと思います。

○議長（伊谷正昭君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） 町の住宅省エネ等改修工事につきましては、住宅設備に関し補助はできますけれども、太陽光発電システムではない太陽熱利用システムや、省エネルギー設備でありますエコキュートやエコジョーズ、また、創エネルギー設備でありますエネファーム等が対象となるものでございます。こちらにつきましては、対象工事費の20%で上限20万円を限度とするというものでございます。

また、県の補助制度でございますけれども、太陽光発電システム単独ではなく、他のスマート・エコ商品や、HEMSと呼ばれますエネルギー管理システム、こちらを併せて導入することが条件というふうにされております。

やはり今後は、単なる太陽光発電システムの導入への補助だけではない施策誘導のほうが必要であるというふうに考えております。このため、今後の国、県の動向も見据えつつ、優位な財源確保の視点も持ちながら、今後取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） それは住民さんにもしっかりと、これから啓発していただきたいというふうに思います。

次に、環境に優しい太陽光発電設備、既に行政施設でも、新しい中学校を建てるのも太陽光発電設備を載せていますが、庁舎にも必要と考えますが、答弁をお願いします。

○議長（伊谷正昭君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　お答えを申し上げます。

議員御指摘の太陽光発電設備につきましては、地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーの有効利用を促進することを目的に、さらには災害時等における非常の停電時や自立運転機能の使用により、施設に必要な最低限の電力確保を図るため、温室効果ガスを排出しない太陽光発電システムにつきましては大変有効な手段であるというふうに考えておるところでございます。

現在、町内小学校等の7施設に設置してありまして、本庁舎には設置のほうはしておりませんが、建物の強度的な問題等もありますことから、関係各課と総合的に今後検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君）　　5番、村田君。

○5番（村田 定君）　　次に、環境未来都市、北九州の城野地区の脱炭素のまちをちょっと紹介したいんですけども、ゼロカーボン先進街区として、市とUR都市機構などで開発し、今、大きな注目を集めております。家庭用燃料は太陽光とエネファームで調達しております。都市再生事業、地域経済の活性化やコンパクトシティの実現、防災性向上による安全安心なまちづくりなど、2050年に向けた新しいまちづくり、未来都市の形成が必要と考えますが、お尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君）　　副町長。

○副町長（中西 功君）　　お答え申し上げます。

今後のまちづくりにおきましては、地球温暖化等の環境問題への対応のみならず、人口減少、少子高齢化等の進行、地域コミュニティの希薄化、空き家の増加等の社会的問題、住民の環境問題への意識や安全安心なまちづくりへの関心の高まり、子育て、福祉ニーズの高まり等の様々な課題等への対応が求められると認識しております。このような状況に、町行政としても持続可能性を確保しつつ対応していくためにも、あるべき姿を見据えたまちづくりを行っていく必要があります。

このため、町といたしましては、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づ

いたまちづくりを進めることとしておりまして、現在、立地適正化計画の策定に取り組んでいるところでございますが、議員御指摘の視点も大事にしていきたいと思いますというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今、北九州の城野地区の脱炭素のまちとしての紹介をしましたけれども、私は城野地区のPRじゃなく、また、城野地区から何も頼まれているわけじゃないんですが、このように先進街区が、全国各地で事例があります。

私も四十数年前から、九州は営業でしょっちゅう行っておりまして、今、九州は非常に、鹿児島本線が開通しまして、1つの動線ができましたので、やはりそこに人口が集中しております。ですので、日豊本線、長崎線、そういったところがどんどんと人口減少というふうな状況下でございます。そういったことを、私も九州に行っておりまして、つぶさに感じます。

もう新幹線が開通しまして10年以上になるんですけども、やはり城野地区は日豊本線でありまして、小倉から大分までの小さい駅なんですけども、そこに国、国土交通省、環境省等々、またUR開発事業等との開発で、面積は19ヘクタールの地区に、戸数としましては戸建てを350、集合住宅500、合計850を造ろうという、平成20年に、今から十数年前に検討会を立ち上げられまして、21年には策定協議会を立ち上げられた。平成23年にはまちづくりの基本計画をつくられ、平成24年に事業に認可され、今日に至るわけです。

しかし私、すばらしいと思うのは、やはりこの先進街区を、若者の進出を食い止めていこうという町の努力もあるんですが、やはりそれの中に、非常に明確なゾーンを設けています。やはりこの先進街区、ここで言えば6つのゾーンを設けています。住環境の形成の整備とか、これは高齢者、子供までが安心して暮らせる住環境の形成の整備。樹木や池を生かした憩いの空間。また、ゼロカーボン先進街区のまちづくりが感じられる都市機能の空間の整備。戸建てを中心とした良好な住宅地を目指す。店舗を誘導する。また、介護、福祉等の生活支援サービスもしていくというふうなことを明確に出しております。

九州は、やはり地震、また台風、いろんな災害にさいさい遭っております。そういったことで非常に粘り強いというか、立ち上がろうという気持ち強い。また、一致団結されるところが私はすごいなというふうに思います。

しかし、当町は、滋賀県全体もそうなんですけど、特に愛荘町の場合は大きな、今までに災害がございません。そういったことで、非常にそういう危機意識というものが私は少ないと思います。実際、今までありませんし、しかし災害というのはいつ起こるか分からないものですので、そういったことで、こういった、私は1つの例を挙げて、この町に取り組みるところがないのかなというこの提案をさせていただいているわけでございます。

これは既に私も、冷やかし半分あるんですけど、入居できないかというふうなお問合せもしました。けれども、既に戸建ても全て、集合住宅も予約が満杯で、また集合住宅が今開発中なんですけど、既に予約が来ておるということで、今、もう入居申込みはできないような状態。非常に全国各地から脚光を浴びるわけなんです。だから、それがやはり2050年に向けた未来都市、脱炭素の社会をつくろうという、そういう気概が、やはりこういった大きな災害のあるまちで考えていっているわけですね。

だから、当町もそういったことで何とか、今までにないからと言うけれども、そういう危機意識を十分に持って、やはりこれからのまちづくりをしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

それで当町におきましては、全域が都市計画区域ではありますけれども、非線引き区域と言われております。どのようなまちにしようと考えているのかについてお尋ねをしたいと思います。今の状態であれば、どこで何をしてもええわけですから、区域の設定のない町です。どういうまちづくりを進めていこうと考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、線引きをして区域を決めていく必要があります。ちゃんとした区域の設定をしないと、よいまちづくりができません。しかし、非線引きでもエリアが決められると思います。愛荘町の未来都市づくりのためにも必要と考えますが、担当課長にお尋ねをします。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） すみません、ちょっと多岐に渡るところですので、私のほうから御答弁させていただきます。

都市計画に関して、現在愛荘町は、一部山間部を除いて、都市計画区域として指定されておりまして、正確に言うと湖東都市計画区域ということで、旧の湖東・愛東町を含めた、あと愛荘町の山間部を除いた地域について都市計画区域として指定されてお

るところでございまして、議員御指摘のとおり非線引きの区域となっておるところでございまして。

一方で、農業用地の規制としての農振地域の指定も多数ございますので、完全に無秩序な開発というわけではないところではございますが、純粋な都市計画という視点で見た場合については、用途地域の指定なり、市街化区域、市街化調整区域の区分がされていないという状況ではございます。

今後の都市計画をどうするんだという御質問でございまして、先ほど冒頭でも御答弁させていただきましたとおり、まず町としては、立地適正化計画というところで町全体の都市計画を描いていきたいというふうに考えておりますので、具体的には、立地適正化計画によって、いわゆる都市機能誘導区域というエリアと、居住誘導区域というエリアを設定することになります。

これ自体について、何かしらの法的規制であるとか、居住誘導区域外について一切の開発等ができないというわけではないんですけども、一定行政として、そういうエリア設定を行うことによって、都市づくりの方向性を緩い形で誘導していくという形で行ってまいりたいというふうに考えております。

根底にある概念といたしましては、やはりコンパクトシティであり、それを、コンパクトな拠点拠点をネットワークできっちり結んでいくという意味でのコンパクト・プラス・ネットワークというまちの姿をまずは希求してまいりたいというふうに考えております。

なお、線引き地域にという御指摘もございましたけれども、非線引きの地域を線引きに変えようとする、それは県の都市計画であるとか、国の都市計画に全て跳ね返ってくる事項でございまして、単純に町として線引きにしたい、したくないというところの話ではなかなかないというところもございまして、これから線引きしようとした場合に、恐らく、もう完全に都市が出来上がっていて、そこに対してある程度の調整をしようという、そういう現状がないとなかなか難しいのかなというふうには考えておまして、愛荘町の現状を見てみたときに、まだ市街化を抑制しなければならぬ地域というのがどこまで存在するかという、そこはちょっと疑問、なしとはしないというところではございますので、現状は非線引きのままで、立地適正化計画に基づいて、緩い形での誘導を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございまして。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 第2次愛荘町総合計画にも、将来の地域構造ということで、この計画に将来の地域構造イメージがございます。その将来イメージとの整合性についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 総合計画等でお示しをさせていただいている地域構造イメージというところで、ある程度、商業ゾーンであるとか農地住宅ゾーンとか、概観する形でのお示しをさせていただいておるところではございます。もちろんこういったアイデアも基礎に置きながら、もう少し細かい形での、ここが居住誘導区域であるとか、ここが都市機能誘導区域であるところを、地図のイメージというよりは図面というか、もう少し細かいイメージに落とし込んだ形で、計画のほうは策定していくような形になってございます。

ただ、一方で今後、先日の答弁で申し上げましたとおり、やはり神郷彦根線であるとか愛知川右岸道路、将来的な国道8号バイパスの整備等、いろいろ道路事業として具体化しつつあるものもございますので、そういった事情も勘案しながらアップデートをしつつ、計画を立案してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） そういった整合性を図りながらまちづくりを進めていただきたいというふうに思います。

やはり当町は、全国でも人口の減らない町として、非線引きがデメリットだけでなく、メリットもたくさんあるわけですが、ここは生かすなら生かして、本当にこの町の将来のイメージをしっかりと描いていただいてのまちづくりをしていただきたいというふうに思います。

それと、同じく総合計画の2027年版で少しだけ出ておりますが、循環型社会の形成というのが、これは106ページにございます。ここに一部、先ほど私申し上げましたカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現、これに向けて、一部そういうことが書かれております。ここに書かれていますのは、やはり自然エネルギーであるとか、ごみの減量化とか、環境に優しい暮らしの推進とかいうふうなことが書いておりますが、やはり少し具体性に欠けるというふうに思います。だから、これは2050年までのことでございますから、この段階、第2次ではそこまでのことが出なかったのか

など思うんですけど、第3次計画、2027年以後にされるときには、もう少し明確にこれに取り組む計画を、まちづくりというものを目指した計画を見せていただきたいと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（伊谷正昭君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　ありがとうございます。

先ほど申しあげました具体的な計画につきましては、上位計画としまして愛荘町総合計画に基づいて策定のほうをしておりますので、今後におきましても、こちらを最優先としまして計画のほうを進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（伊谷正昭君）　　5番、村田君。

○5番（村田 定君）　　最後、町長にお尋ねしたいんですけども、私は今、城野地区の先進街区も例にしまして、またこれからのカーボンニュートラル、2050年に向けたまちづくり、そういったものの中で、まちづくりは地域との連携が必要だと考えます。将来の愛荘町を、どのような町、未来都市を考えておられるのかについて教えてください。

○議長（伊谷正昭君）　　町長。

○町長（有村国知君）　　ありがとうございます。

今日の村田議員の御質問、全て脱炭素、カーボンニュートラルというところ、高エネルギーというところ、高効率なエネルギーというところのまちづくりというところの御質問を頂きましたけれども、やはり住民の皆さんの、今、意識というのは大変高いものになってきておるといように非常に感じております。このこと自体、大変そういう機運が盛り上がってきているというところでございますので、行政としてもしっかりと、様々私どもが常日頃から使っているエネルギーの供給の元であったりとか、そういうところも電力会社に対して、より再生可能エネルギーをエネルギー源とするものをより社会に供給していただきたい等々であったり、そういうふうなリクエストというのがどんどんできるものでございますので、行政としてしっかり取り組んでいきたいというようにも思っております。

今日も様々、電気自動車であったり、そういう今日的な技術というのが、より身近、手近に入りやすくなってきておりますので、そういう物事を時代時代に応じた形で反映していく、取り込んでいくというまちづくりに努めてまいりたいと存じます。

○議長（伊谷正昭君）　　村田君。

○5番（村田 定君） 以上で質問を終わりますが、取りあえずまちの未来、どのようなまちづくりをするかということ、町長以下全職員が一丸になっていただいて、我々も共に新しいまちづくりを進めていければいいなど。ぜひよろしくお願いします。
以上で終わります。

○議長（伊谷正昭君） ここで暫時休憩をいたします。5分程度ですけど、まず席順を交代していただきたいと思います。飛沫防止それと、担当者が替わりますので、少し休憩をさせていただきます。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時32分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 河村善一君

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村善一君。

○9番（河村善一君） 9番、河村善一です。一般質問を行います。一問一答方式でお願いいたします。

まず初めに、町の農業振興についてお尋ねいたします。第2次愛荘町総合計画の3-1、農林業の振興において、町の農林業の現況と課題、主要施策が書かれてあります。施策の1で「未来へつなげる田園風景」では、地域農業の未来の設計図である人・農地プランの作成、更新、中間管理事業を利用した集積を推進し、遊休農地の発生防止に努めますとあります。人・農地プランについては、地域農業の未来の設計図であると書いてあるだけで、何も触れられていません。

そこでまず、人・農地プランの経緯と目的について説明を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 人・農地プランは、高齢化、農業の担い手不足、耕作放棄地の増加等が問題となる中、地域や集落の話し合いに基づき、5年後、10年後までに地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、中心経営体とも呼ばれておりますが、あと、当該地域における農業の在り方などを明確化するものでございます。

町においては、平成24年度から毎年各集落に情報を提供し、関係機関と連携し、

策定や更新に向けた支援を行っておるところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） ありがとうございます。

人・農地プランの作成が、愛荘町の農業振興の第一歩であると考えます。その意味で、全ての集落で人・農地プランの作成が必要と考えますが、現在、人・農地プランを作成している集落はどのくらいあり、策定してない集落はどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 町内46集落のうち30集落が策定済みで、16集落が未策定でございます。策定率は65.2%となっております。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） 同じ質問を、30年9月の議会で一般質問をいたしまして、答弁を求めています。そのときは27集落が策定されていると。3年間経過して30集落ですので、3年間で3集落のみが新しく作成されたということを一応指摘しておきたいと思えます。

次に進みます。耕作放棄地を出さないためにも、施設の維持管理のための人・農地プランの計画的な推進が求められています。実際、人・農地プランが策定されている集落と策定されていない集落とでは、農業振興に大きな開きが出ており、早急な取組が求められます。人・農地プランを策定してない集落に対し、農業組合長を通して、人・農地プランの実質化に向けた工程表を作成し、人・農地プランを策定してもらうように働きかけるべきと考えます。ただ書類を送りつけただけで策定していただけるものではないので、人・農地プランの推進に関わる関係機関が一体となって取り組んでいただきたいと思えますが、今日までの取組状況はどうであったかを踏まえ、今後の取組についてお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 人・農地プランにつきましても、プラン策定により、財政・金融面での種々の優遇措置を受けることが可能となることから、毎年、各農業組合長に対し、地域の実情に応じた更新、策定を依頼しておるところでございます。

しかしながら、そもそも認定農業者などの地域の中心となる経営体そのものが存在しないといった事情により、地域の人・農地プランの策定に至れてない集落も存在しており、問題解決のため、広域化した人・農地プランの策定を検討していく必要があると認識をしております。

加えて、法改正に伴い、人・農地プランについては、アンケートや話し合いを通じた現況把握、中心経営体への集約化についての将来方針の明確化等をその主な内容とする人・農地プランの実質化へとその段階を移しており、策定のみならず、実質化に向けた支援も実施してまいります。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） この人・農地プランの推進は、市町村と農業委員会やJA、土地改良区、農地中間管理機構など、地域農業に関わる多くの組織が一体となって取り組むことになっているわけであります。そういう意味においては、やはり農業振興課が中心となって、それぞれの機関に働きかけて、やはり取り組むべきではないだろうかと思うんです。

なぜこれが必要になるかということになりますと、国の経営体育成推進事業に取り組もうとするときに、やはり人・農地プランでつくられてなかったら、その集落へ我々が田んぼをつくりに行ったりいろいろしていても、その担い手として認定されない事情が現実にあるわけであります。そういう意味においては、やはり一日も早く、人・農地プランを全集落でやはりつくるべきだと。

実際に関係機関がその集落へ行ってお願いしてやるべきではないかと思うんですけど、そのことについての認識はどのように考えておられるかお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 先ほど御答弁させていただきましてとおり、人・農地プランの策定によって、様々な財政・金融面での措置が受けられるというところで、非常にプランの策定というのはしていかなければならないものだというふうには考えておるところでございます。

ただ一方で、先ほども申し上げましたとおり、各集落集落において置かれている事情が様々ございまして、例えば認定農業者がそもそも、中心となり得る形態そのものが存在しないので人・農地プラン策定に取りかかれぬであるとか、その他いろいろな事情があるというふうには伺っておるところでもございます。

そのため、町としては現状、また個々の集落に対して、単に人・農地プラン策定だけを依頼していくのではなくて、先ほど申し上げましたとおり、広域化という形で、既存の集落のみならず集落間連携というような形で、広域化した人・農地プランの策定も検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） あまりここで時間を取りたくないんですけど、ただ、今おっしゃったように、広域化ということをおっしゃるんだったら広域化を進めるべきだと僕は思うんです。担い手がそこにいないけれども、その隣の集落とか、隣の集落には担い手がやっぱりいるわけですよ。そこへつくりに行っているわけです。だから、そういう意味においては、そこをお願いをします。その地域にはいないけれども、やはり他集落のこの人に担い手をお願いしたいという位置づけをやっぱり、自分の集落で人・農地プランで立てるべきではないかというふうに考えているわけです。

具体的な集落名を挙げるわけにはいきませんが、1人の農業者しかいない集落もやっぱりあるわけで、でも、町としてはその集落の農業をどういうふうにしていくか、各、やっぱり農業組合長さんをはじめ農業組合の人たちがその将来を考えるべきじゃないかなというように考えるわけですから、そういう取組をぜひ強力に進めてもらいたいと僕は思うんです。

何で私、そんなふうに一生涯懸命言っているかって、私が隣の集落に人・農地プランをつくってくださいとお願いに行くと初めて動くかしらがないわけで、今現実には。だから、町ももっと真剣にというか、やはりそういうものと考えていかないと、逆に耕作放棄地をつくってしまいかねないのではないかと。耕作放棄地をなくそうと努力しているんじゃなくて、耕作放棄地を見ているだけになってしまわないかという心配をしているわけですから、最後は政策監にその取組についての認識をお聞きして次の質問に行きたいと思いますが、まず、その認識についてお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） ただいま議員御指摘のような状況にある箇所も存在しておるというふうには報告等を受けておるところでございますし、また、いろいろ地域地域によって様々御事情もあるところかと思えますので、そこはやはり農林振興課なり農業組合、また関係機関等と現況を把握した

上で、何が適切な最善のアプローチかというのは個々に検討していく必要があるというふうには考えておりますので、そういった点も踏まえつつ、人・農地プランの策定及び実質化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） 次に、中間管理事業を利用した農地集積を推進し、遊休農地の発生防止に努めるとあります。現在、農地中間管理事業を利用した農地集積はどこまで進んでいるのか、また、遊休農地の発生防止に努めるとあるが、その実績、成果はどうなっているか、農地集積率の2022年の目標が70%となっていますが、達成できるのか、お尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 本町における農地中間管理機構を活用した農地の集積は、平成26年度の事業開始後、町の耕地面積1,480ヘクタールに対して、機構への貸付け面積が365ヘクタールと、集積率が24.66%となっており、令和元年度の県内市町の集積率平均13.8%と比較しても、先進指定事業に取り組んでいると認識をしております。

遊休農地については、農地中間管理機構を通じ、継続した農地利用を行っていただくことで、農用地の荒廃が発生しないように努めているところでございます。

また、農業委員会では、農地パトロールを年1回実施し、遊休農地の発生防止に努めるとともに、遊休化している農用地については、土地所有者に中間管理機構の貸付け通知を送付することで、遊休農地の解消に取り組んでおるところでございます。

農地集積率については、現在66.4%となっており、今後も人・農地プランに位置づけられた経営体への集積、集約を進めるとともに、土地改良施設大規模改修事業等に併せて、さらなる集積率向上を目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） さらにお尋ねしておきたいと思いますが、令和3年度の農地中間管理事業の受付が始まっております。この事業のメリットについてお尋ねいたします。出し手、農地を貸したい方、受け手、農地を借りたい方、具体的な補助金等があれば教えていただきたいし、そのメリットについてお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） いわゆる中間管理

事業、農地集積協力金に関するお尋ねでございますが、お尋ねの観点に関しましては、主として、地域集積協力金として地域に交付される協力金と、経営転換協力金として耕作者個人に対して給付される協力金がございます。

地域集積協力金につきましては、地域の話合い等により、まとまった農地を機構に貸し付ける地域等に協力金を交付する、ないし担い手同士の農地交換等により、農地集約化に取り組む地域に協力金を交付するものでございます。

2点目の経営転換協力金につきましては、例えば1つの作物に特化したいであるとか、農業をリタイアするので誰かに農地を貸したい等の理由で機構に農地を貸し付けると、協力金の交付があるものでございます。

また、受け手に対するメリットということでございますが、農地をまとまりのある形で借り受けることができるほか、農地の長期的な借受けが保障されることで効率的、安定的な農業経営が可能となること、また、賃料の支払い先を機構に一本化できるため、種々の事務の軽減につながること等が挙げられます。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） 次に、施策の5の体験交流型農林業の振興では、教育旅行の受入れを中心とする農村生活体験事業の実施など、地域の農林資源等を生かした体験交流事業の実施に努めますとなっております。しかし、昨年は新型コロナウイルス感染症のため、中学生の修学旅行による農家民泊の受入れはありませんでした。

愛荘町では、平成23年以来、町を挙げて農家民泊をしてきました。都会の子供たちに農業と田舎暮らし体験をしてもらうもので、地域の農家が1回当たり3人から4人を受け入れてきました。最初は手探りで始めましたが、農家民泊を始めるのに巨額な投資は必要ではなく、地域の身の丈に合った取組として定着してきたものと思います。

結局、10年間で累計1,000人以上を受け入れ、農家には一定の経済効果もあつた。愛荘町に来てくれた子供たちにとって、一応忘れられない思い出として受けてもらえたと思います。

今後、コロナ禍が一応の終息に見えた頃、中学生の修学旅行が再開されたときには、農家民泊が再開できるように準備しておくべきだと考えますが、町はどのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 農家民泊につきましては、昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響により受入れを中止したほか、今年度についても中止することとしています。一方で、農家民泊は関係人口の創出等の観点から、町にとっても重要な取組であり、感染症が終息すれば再開したいというふうに考えているところでございます。

そのため、来年度以降の再開を見据え、今年度は会員や受入れ家庭に向け、受入れを再開するためのアンケートや研修などを実施し、受入れ家庭確保のための仕組みを整えることとしているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） 次の大きな質問に移ります。妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業についてお尋ねいたします。

昨年9月定例会の最終日、9月28日に、妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業（子育て応援加算）として、昨年4月28日以降に出生したものに対し、特別定額給付金として、1人当たり11万円を給付、予定者数200人で、2,200万円の予算額が可決されました。

その後、10月1日より施行され、給付が始まりましたが、混乱なくスムーズに支給されたのか、また、支給された妊婦さんの反応はどうであったか、お尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答えいたします。

給付金の支給を受けられたお母さんからは、コロナ禍で不安を抱えながらの妊娠と1人での出産で困惑することが多かった。このような中で、国の特別定額給付金の支給対象にならなかった子供への支給は大変うれしかった。つらい思いをしながらも、出産してよかったという声を聞かせていただきました。

支給についても、特にトラブル等はなく、スムーズに実施したと認識しております。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） 給付決定後のお母さんたちの喜びの声ということで、私のところにも受けております。ある方は、「4月27日までに出産された方は頂けるけれど、諦めていました」と。「出産予定日がもう少し早ければと思ってしまいましたが、ただ

無事生まれてきてくれてほっとしていました。給付金を頂けるようになり、本当にうれしく、感謝しています」。また、ある方は「妊婦中は本当に不安でした。外出も心配で、上の子がいても、どこにも出かけられないでいました。赤ちゃん用意も何かと物入りで、余裕もない中、今回の赤ちゃん給付金を頂けると聞いて、本当にうれしいと思わず声が出ました」というようなことでもございました。ほかにも頂いているわけですが、本当によかったなと思っております。

次に、質問に入ります。最終的に、4月28日以降から今年の3月31日までに生まれた赤ちゃんに給付された人数は何人で、幾ら支払われましたか。途中経過を担当課に聞きに行ったところによると、予定より大幅な減となる見込みと思われませんが、その理由は何と考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答えさせていただきます。

最終的な給付者数は129人で、執行額は1,386万円でもございました。なお、執行額が予算額に比べて大幅に落ち込んだ理由といたしましては、出生数が見込みより少なくなったものと考えております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） 次に行きます。厚生労働省は、2月22日、新型コロナウイルス下だった令和2年の人口動態統計の速報値を発表し、出生数は過去最少の87万2,683人、対前年比2万5,917人の減であったと報じています。

愛荘町の昨年の出生数はどうであったか、また、ここ近年の出生数を見てどう分析されているか、お尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答えいたします。

当町の令和2年、1年間の出生数は153人でもございました。また、ここ近年の出生数につきましては、平成28年210人、平成29年200人、平成30年184人、令和元年171人と減少傾向にあります。平成29年までは、年間200人から250人程度の出生数を行き来しておりましたが、平成30年以降は年々減少傾向に転じており、全国的な動向と同じ傾向にあると認識しております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） 平成28年3月に愛荘町みらい創生戦略というものが策定され、2060年に人口2万人を維持するということが目安として書かれています。人口減少を食い止める手だてはあるのか、これから尋ねていきたいので、次に質問していきます。

第2次愛荘町総合計画で、重点戦略1、次代を担う「ひとづくり」プロジェクト、ひとづくり1、子どもたちを育む「ひとづくり」で、結婚・出産の希望の実現ということが書かれています。「若い世代の出会いの場づくりをするなど、本気で結婚したいと望む独身男女の希望の実現を図ります。さらに、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、安心して妊娠・出産できるよう、子供を生み育てやすい環境を充実します」と書かれているわけであります。

昨年9月の森野議員の、今回の特別給付金の対象にならないお腹の赤ちゃんも、町独自の特別給付金の対象となるようにできないかの一般質問に対し、有村町長は、長期化するコロナ禍の中で、経済的にもより負担を強いられている妊婦とお腹の赤ちゃんを支えるため、給付金等の支援策を実施していきたいと考えているとの答弁があり、昨年の妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業として実現したものであります。

今年もコロナ禍の状況は変わっていないと思います。そこで、安心して産み育てやすいまちづくりを目指し、今年度、町として取り組むべき対策について、次の点について町長にお尋ねいたします。

1つ、昨年給付された妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業を、令和3年度に生まれた方にも引き続き支給できないか。

2つ目、お腹の赤ちゃんを社会の大切な一員として温かく迎え、全ての妊婦が安心して赤ちゃんを産み育てることのできるまちづくりを実現するための宣言または条例をつくることを考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 昨年度実施した妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業は、国の特別定額給付金の支給に併せ、この対象外となった4月28日以降の出生者に対し、給付金と同額の10万円に子育て応援分の1万円を加算した町独自の給付金として、臨時的に支給したものでございます。

令和3年度に生まれた赤ちゃんにも引き続き支給できないかとの議員からの御提言

ですが、コロナ禍がさらに長期化する中にあるのは、こうした臨時的な一時金の支給よりも、親となられる方が当町で安心して子供を産み育てられる環境づくりのための事業実施に重点を置くことがより一層重要であると考えております。このため、今年度の実施は考えておりませんので、御理解をお願いしたいと存じます。

続きましての御質問でございます。当町議会では、平成29年3月定例会において、お腹の赤ちゃんを大切にするため、7月13日を生命尊重の日と制定することを求める意見書を全会一致で可決いただいたところです。私といたしましては、先ほども御答弁をさせていただきましたとおり、親となられる方が当町で安心して子供を産み育てられる環境づくりのための施策を今後も着実に推進してまいる所存です。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） その具体的施策についてお尋ねしていきたいんですけども、それがあつたら書いてあつたらろうと思いますけど、書いてないということは、これから考えていかれるのかと思います。

それで私、ちょっとお話をしたいと思うんですけど、令和3年4月20日、厚生労働省の研究班の全国調査が発表されました。研究班は、昨年10月15日から11月14日に中絶手術を実施した医療機関のうち、178施設で医者らが聞き取った中絶理由などを分析した結果であります。

それによると、手術を受けた1,965人のうち152人、7.7%がコロナの影響があつたと回答、25歳から29歳が46人で最も多く、20歳から24歳、35人、30歳から34歳、30人と続いていました。

コロナの影響があつたと答えた152人に理由を3つまで選んでもらつたところ、「パートナーの収入減や失業」が87人、「自身の収入減や失業」の74人が目立ち、「妊娠期間中の感染が怖い」40人も多かつたのが現実であります。

研究班は、経済力があれば出産を選択できた可能性はあると分析し、これらの影響は所得が比較的少ない人などに大きい、相談体制や経済的な支給が必要だとしておりますが、そういう相談とか経済的な支援について、担当課になるか分かりませんが、考えておられるのか、そのような取組を今までされたのか、それについてお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただいたように、1人での出産、そしてコロナの感染を不安に思いながらの妊娠継続についての御相談は、確かに昨年度、今年度もですけれども、たくさんあったように感じておるところでございます。

また、先ほど町長も答弁しましたけれども、一時的な給付金ということも大変うれしかったという声も聞かせていただいているんですけれども、町といたしましては、重点戦略事業にも挙げていますけれども、すこやか子育て応援事業といたしまして、妊娠期から、お母さんとお腹の中の赤ちゃん、大切な命の健康を考えて食を楽しむことや、また出産後、子育てに関して母親同士がつながりを持って、見通しの持てる子育てができるように、子育て応援ふれママ教室等を健康推進課、子育て支援センター、図書館等と共同で実施しているところでございます。

この町に生まれてきてくれた子供たちが、この町を愛して住み続けていけるような人づくりにも力を入れたいなと思っておりまして、自身を大切に思い、生きる力、生き抜く力を醸成するための自尊感情アップ事業も、今年度、関係機関と連携して新たに実施していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 河村君。

○9番（河村善一君） 石川県の小松市では、令和3年9月30日までに生まれた妊婦に対し、お腹の赤ちゃんに1人5万円を支給するということが既に決まっておりますし、茨城県の取手市では、令和2年4月28日から令和4年の3年度、令和4年の4月1日まで誕生祝いとして2万円を支給する、あるいは愛媛県四国中央市では、令和2年4月28日から令和3年12月まで5万円の商品券を渡す等の支給をすることが決まっているということを聞いております。

経済支援が全てではありませんけれども、赤ちゃんをウエルカムする、迎える、僕は赤ちゃんにもやっぱり人権があり、命があるというように考えるわけであります。ただ単なる経済的な理由だけで中絶されないように、やはり何らかの相談に乗り、経済的支援をできるのならば、やはりしていったらいいと考えるわけでありまして。

人口減少の中で授かった命を、やはり愛荘町は迎えてあげるんだというような気持ちを持ってもらいたいと思うんですが、そのことについて町長の、施策の中では難しいかもわかりませんが、町長の考えを聞いておきたいと思っております。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 河村議員ですね、お腹の中の新たな命、命ということに関して本当に大きな関心を以前から寄せていただいて、また、志を共にされる方々とお取組を頂いているということにも、本当に敬意を申し上げます。

今ほど議員もお触れを頂きました、率直に議員もそのことをお感じになってくださっているということがおありであるがゆえだと存じますけれども、経済的な支援が全てではないというふうにも存じます。一方、本当に生活の困窮、なかなかつらいお立場におありな方が懐妊をされたということが、自覚をされた時点から、しっかりと町のほうもそのサポートをしていくということにずっと努めてきておりますので、しっかりと授かった命ということをお社会、また愛荘町として受け入れるというか、お迎えをしていくということに引き続き努めてまいりたいというように存じておりますし、その命ということをお社会に本当に寄与、貢献していただければいい大きな御存在にしていくというのが、私たち社会の責任であろうというように感じております。

○議長（伊谷正昭君） 河村君。

○9番（河村善一君） 円ブリオ基金、1円募金で多くの赤ちゃんが救われ、生まれているということもありますので、そういうことを踏まえ、愛荘町へ行ったら赤ちゃんが無事生まれた、よかったねというような町にぜひしていただきたいというように考えます。

次に進みます。教育大綱についてお尋ねします。令和3年2月に愛荘町教育大綱・第2期教育振興基本計画ができ、冊子またはホームページで公表されました。その中の何点かについてお尋ねいたします。

教育大綱の3、計画策定に当たり主な現状と課題の中の、その（4）の中に、人生100年時代を見据えたライフステージへの対応というところがあります。「医療分野で技術革新が進んでいることに加えて、健康意識の高まりも影響していると考えられ、これからも長寿化が進むと予測されます。人生100年時代は決して大げさではなく、視野に入ってきています」と書かれています。

読書は大人にとっても重要であると考えます。これからの人生100年の時代を生き抜くには、健康な体はもちろん、健康な頭が必要であると考えます。60歳以降の年代がどのような知的活動、読書活動をしていくといいのか、もし年代別の理想的な知識活動、読書活動があるならば示していただきたいと思っております。

もし、ないとするならば、今後調査するなどして、100歳時代に合った知的活動、読書活動はいかにあるべきかを示していきたいと思いますが、教育長にお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

愛荘町教育大綱・第2期教育振興基本計画におきまして、生涯にわたって夢と志を持ち、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができる人生を100年の学びとしております。住民それぞれのライフステージに応じた知的活動につきましては、多様な人たちが主体的に生涯楽しく学び続け、その学びや経験を社会に生かそうと取り組んでもらえるような仕掛け、仕組みづくりが大切ではないかと考えております。

そして、長寿化が進むとともに健康寿命も延伸されることが期待されています。豊かな老後を過ごすために、自己実現の夢、全うしたい人生があり、そのために健康な体と健康な頭が必要であることは、議員御指摘のとおりでございます。

趣味やスポーツなど、活動的に常に何かを学び続けることで脳が活性化する、あるいは好奇心を失い、学ぶことをやめたときから脳の老化が始まるとも言われております。生涯にわたり、その方に合った方法で学びが継続できるよう、図書館では、一般的な図書に加えて、大活字図書や朗読CDなどの資料も充実させ、町民の知的活動、読書活動を支えてまいりました。60歳以降の年代の方々への読書の呼びかけにつきましては、町中で取り組む必要があることから、今後、関係課と連携を取りながら検討を進めてまいります。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） 日本農業新聞の令和3年4月10日の社説の中で、「100歳プロジェクト 支え合う地域づくりを」として、農業の取組について書かれていました。また100歳という時代、私にとってまだ、あと30年あるわけですけど、これはやはり、30年を無駄に過ごすんじゃなくて知的に過ごしていく。こういうことをやりましょうよと。43歳でお医者になった方も新聞に載っていたわけです。やはり今だからこそ、若いときに夢をできなかったことができる時代に今、なっているのではないかと思うんです。そういうふうなことの手助けをやはりやっていくべきだし、自分史を作ることでもよろしいし、何か目標を与えて、目標を発表できる場を与える、

そういうことが必要ではないかと。

僕はそれは教育委員会の役割ではないかなと、こう思っています。図書館を活用する、それぞれの活用の方であろうかと思うので、それを今後やっぱり、愛荘町100歳読書計画とか、そういうような中で図書館も取組をしてもらいたい。図書館だけではないですよ。全体として取組を、教育大綱の中にももっと具体的にこういう事例を今後は発表できるように考えていただきたいと思いますが、そのことについて、教育長の御意見を聞いておきたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 非常に深い御質問、ありがとうございます。

生涯にわたって学び続けるということにつきましては、議員御指摘のとおり本当に、それぞれの方々にとって重要なことであると思います。その方の、やはり人生というものの意味合いというものに関わってくるところもあると思います。

ただ、例えばそれぞれの方々の60歳以降の生きよう、生き方ということ考えた場合に、もちろんおっしゃるように知的活動、そうしたものに非常に興味を覚えて進まれる方もおられると思います。一方、スポーツ活動等に進んでいくんだというような方もいらっしゃると思います。あるいは人と人とのつながりであるとか、そうした交流の部分ということにもっともっと積極的に関わっていきたいと思われる方等々、いろんな方がおられると思いますので、読書であるとかスポーツ、歴史、文化、そうしたものが生活の中により取り込まれていくような呼びかけをしていく必要はあるというふうに考えております。

そういう意味で、いろんな関係する部局、課、あるいは団体の皆さんとも連携を図りながら、どのような例えばスローガンをつくるのが一番効果的なのか、それも1つに絞るのがいいのか、もう少し幅を持たせたものであるほうがいいのかというようなことも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 9番、河村君。

○9番（河村善一君） 今後、十分検討して取り組んでいただきたいと思います。

次に進みます。まちじゅう読書の推進における電子書籍についてお尋ねします。平成21年3月5日の議会で愛荘町まちじゅう読書の宣言が議決され、まちじゅう読書の実現を目指して取り組まれてきました。今日までの取組は、図書館資料の点数、小中の貸出し冊数等の実績数値として、一定の成果を上げてきたと思います。

しかし、今後急速に電子書籍が進んでいく中で、どのように図書館読書を評価していかれるのか、電子書籍による読書数のカウントなどを集計し、町の電子読書ランキングなどを公表するなどは考えられるのではないかと考えております。

実際に図書館で電子書籍の機器を備えることは難しいと思われませんが、各個人が持つスマホ、タブレットでの電子書籍による読書は急激に進んでくると思われます。全てのスマホ、タブレットに電子書籍のアプリが最初から入っており、それを活用すればよいだけであります。

電子書籍のメリットとしては、家に本を置かなくてもよい、どこでも読むことができる、著作権が外れたものは無料で読むことができる、文字を大きくしたり小さくすることが簡単にできる、文字、語句の読み方と意味調べも簡単にできる等々が挙げられます。デメリットとしては、簡単に課金されることでもあります。

また、病院へ入院したときなど、今はテレビを見るだけで、多くの本を病院に持ち込むことは難しいですが、電子書籍であればスマホ、タブレットだけでよいし、毎日少しの時間、電子書籍で読書すれば、頭も使い、ボケ防止に役立つと思われます。

そこで、図書館が中心となり、スマホ、タブレットの電子書籍の使い方教室を設けて、気軽に電子書籍が使えるようにして、電子書籍を楽しんでいただけるようにすべきだと考えますが、図書館では電子書籍に対し、どう考えておられるのか、図書館長にお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 図書館長。

○図書館長（茶谷えりか君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年、電子書籍の普及が大変進んでおりますが、電子書籍の売上の8割以上はコミックが占めております。また、電子書籍化されていない出版物が本当に多数ございます。現在のところ、日本の図書館の統計におきましては、電子書籍に係る部分について、まとまったものはございません。滋賀県内の市町におきましても、電子書籍に関する統計や評価について、これから今後どのようにするか検討を始めているところでございます。

また、御指摘のとおり、電子書籍について様々なメリットがございます。各個人がお持ちのスマホやタブレットを活用することで利用もできていただけます。しかしながら、公立の図書館で電子書籍を利用するにつきましては、著作権や利用権をクリアした一部のコンテンツのみに限られております。その数がまた限定的な現状がありま

す。

このような状況でございますので、愛荘町における図書館の電子書籍の導入あるいは電子書籍の評価、また活用の方法につきましては、読書バリアフリー法のことも含めまして、今後の動向を十分に見極めつつ検討してまいりたいと思っております。

○議長（伊谷正昭君） 河村君。

○9番（河村善一君） 時間が限られておりますので、ここを深めるわけにはいきませんので、次に進んでいきます。電子書籍、これからやはり課題、取り組むべきことだろうと思いますので、よろしくお願いします。

特別支援学級及び特別支援学校についてお尋ねいたします。今回の教育大綱では、少し特別支援学級の推進について触れられているだけで、特別支援学校については触れられていません。特別支援学校に通う子供たちも愛荘町民であり、保護者は次の進路、就職先を大変悩んでおられます。それらの意見を聞く場を設け、少しでも不安が取り除けるようにしていただきたいと思いますが、そのような取組をされてきたか、お尋ねします。

肢体不自由の障害をお持ちの子供さんの相談窓口は、本来教育委員会が担当すべきと考えますが、福祉課となっていないか。今後、福祉課と教育委員会が連携しながら障害児教育に当たっていただきたいと思いますが、教育長の意見をお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

現在、愛荘町特別支援教育教育支援委員会におきまして、特別支援学校から委員として参加をしていただき、意見交換を行っており、常時連絡を取り合える体制を構築しているところでございます。今後は、町教育委員会から特別支援学校を訪問し、対象児童生徒の自立支援について意見交換を行っていきたいと考えております。特別支援学校と町の連携をより一層密にするとともに、地域の学校との交流に関しての周知や、保護者との意見交換の場をつくることも検討していきたいと考えております。

もう1つの福祉課と教育委員会の連携についての部分でございます。特別支援学校の小学部6年生、中学部3年生の生徒の個別支援会議では、学校、保護者、計画相談員、町の障害福祉担当者が集まり、学校と保護者で作成されている教育支援計画を基に本人の成長を振り返り、学校や家庭での様子や障害福祉サービスの利用状況等について情報共有を行っております。その上で、本人の課題や進路について考えておられ

ることを確認し、各関係機関のつながりを持っております。

高等部におきましても、個別進路懇談会で関係機関が集まり、実習の様子や高校3年生時の就業体験先、卒業後の進路先希望について、確認や情報共有を行います。福祉課も会議に参加することで本人の状況を知ることができ、また、本人に必要な障害福祉サービスの手続などの案内をしております。

さきにお答えをいたしましたように、教育委員会も福祉課と連携を取りながら、対象生徒の指導支援等に当たってまいりたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 河村君。

○9番（河村善一君） 愛荘町から甲良養護学校に通っている生徒さんは、小学部11名、中学部13名、高等部14名、38人であります。これは申し訳ない、昨年の数であります。今年度も同数程度の数が行かれているのではないかと考えております。

それで、今まで、こんなことを聞くのは失礼ですけど、町長、教育長は、甲良養護学校の生徒の授業を視察されたことはあるのかお尋ねします。まず町長からお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 私はお伺いしたことはございません。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 私は授業と、それから行事等を参加させていただいたことがございます。

○議長（伊谷正昭君） 河村君。

○9番（河村善一君） 町長、行かれてないのならば、ぜひ行っていただきたい。やはり保護者の方にとっても一番、町長に今来ていただいたら、愛荘町の入学式、卒業式にも行かれるわけですから、そこに38名の子供さんが行かれているならば、やはりその施設も愛荘町の施設だというような思いでぜひ訪ねていただきたいと、こう考えております。

次に進みます、時間がもう限られていますので。

4番目、農福連携の施設を愛荘町にできないかをお尋ねします。昨年11月16日に、総務産業建設常任委員会で、三重県東員町に先進地視察を行いました。東員町は2万5,622名の町で、愛荘町よりも少し多い町であります。近畿圏で移住したい町1位に選ばれたこともあり、災害に強い町として移住希望者が多い、また、三重県で

空き家率が1番低く、空き家を利用したい件数が上回っている現状であります。

東員町への視察目的の第2は、農福連携のシグマファームとういんを訪れたことでもあります。10年前は耕作放棄地でジャングルであったところに、農福連携のシグマファームとういんが来られて、畑をされるようになりました。シグマファームとういんは、平成27年4月に農福連携の就労継続支援A型事業所として、障害者4人で開所されたところであります。視察させていただいた令和2年11月現在では、利用者数28名、身体5名、重度の方が3名、精神14名、軽度の知的が6名で、勤務時間は8時30分から午後4時までで、時給880円を出され、地元のイオンにも取れた野菜を販売されていました。

東員町の水谷町長の熱い思いでできたものであり、愛荘町でもできないものか検討してもらいたいと思いますが、町長の見解を求めます。

続いて述べたいと思います。最近、甲良養護学校に通われている保護者の方にお会いし、御意見をお聞きしました。この中で強く御希望のあったのが、日野町でされている、わたむきの里のような施設を愛荘町でも造ってもらえないかでありました。

わたむきの里（社会福祉法人わたむきの里福祉会）は「ノーマライゼーション（障害を持つ者と持たない者とが平等に生活する社会を実現させる考え方）のまちづくり」を理念に、障害者の就労支援や生活介護、訪問介護、障害児地域活動支援など、幅広い事業を展開し、日野町及び近隣地域の重要な福祉拠点となっている施設であります。作業所、グループホーム、放課後クラブ、フォームわたむきなどを運営され、日野町の障害児・者の集まる場となっています。

農福連携で成果を上げられています愛荘町でも、農福連携の施設の誘致または創設のための検討をしていただきたいと思います。町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 農福連携は、農業と福祉の連携により、障害のある方や社会に一步踏み出すことが困難なひきこもりの人などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持ち、社会への参画を実現する取組であります。

また、高齢化が顕著に進んでいる農業現場における担い手の確保と社会的就労困難者問題を結びつけ、新たな農業経営を創り上げるという方向性は、地域共生社会づくりに合致するものと考えます。

県では、しがの農×福ネットワークにおいて、農福連携に関心のある個人、グルー

プ、民間団体、企業、大学、研究機関等による情報発信や意見交換等が行われているところでもあります。

当町におきましても、このネットワークを通じた情報収集等に努めるとともに、町内での取組を検討する法人や団体等があれば、必要な情報提供等の支援を行ってまいりたいと存じます。

○議長（伊谷正昭君） 河村君。

○9番（河村善一君） 三重県の東員町の水谷町長は、次のように述べて取り組まれているわけです。日本には障害のある方は約800万人と言われていますが、その中で雇用契約を結ばれている人は約40万人、5%しかいません。障害者のうちで一般就労できる人は、少なくとも200万人以上見えると言われており、こうした人を社会でも本気になって労働者として生かしていかなければならないのではないのでしょうか。東員町では、こうした理念のもと、障害者の皆さんの働く場所を、県やハローワークの力を借りながら進めてまいりたいと考えていますので、御理解と御協力をお願い申し上げますということが述べられていました。最近、農林水産省のホームページの農福連携の推進の中にも、そういう公の取組のことが書かれています。

それで、最後、時間ありませんが、農林振興課の取組の、それを踏まえて農林振興課の意見と、福祉課長と教育長の意見を求めたいと思います。それで終わりたいと思いますが、具体的には立ち上げてやっていこうということで進められていますので、そういうことについての、ぜひ協力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

今ほども御説明がありましたように、農業につきましては生産から加工まで多くの仕事内容があり、作業を細分化することにより、多くの人のそれぞれの能力に応じた仕事内容が適材適所に配置することができるメリットがございます。また、作物の成長の過程を通し、癒やしや安らぎをもたらす効果や、人と人との交流による地域の結びつきを強めるもので、多面的機能があるということも言われております。

こうした中、農福連携という部分につきましては今後、とても重要な問題であると思いますので、関係各課と連携しながら対応に当たっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 先ほど町長、福祉課長から答弁したところと重なりますけれども、そういった取組については、行政としても種々支援、先ほど町長からもございました情報提供等に始まり、行政的なやりサポートはしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

教育委員会といたしましても、農福連携という部分でどのような取組をすることが効果的なのかというようなことを十分精査しまして、また関係課、機関と連携しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） これで一般質問を終わります。

○議長（伊谷正昭君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。1時30分まで休憩をいたしまして、1時30分から再開をさせていただきます。よろしくお願ひします。

休憩 午後0時29分

再開 午後1時30分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第5号の上程、報告

○議長（伊谷正昭君） 日程第2、報告第5号 令和2年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

町部局の報告を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） それでは、議案書1ページをお願いをいたします。

報告第5号 令和2年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和3年3月議会、補正予算により御承認を頂きました翌年度へ繰り越して使用することの経費、繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり、繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。めくっていただきまして、繰越計算書をお願いをいたします。

まず、一般会計、款、事業費、翌年度へ繰り越す繰越額を順次説明をさせていただきます。

きます。

総務費、行政機能の配置の最適化に伴う設計事業1,860万2,000円。民生費、旧つくし保育園測量等事業40万1,000円。衛生費、彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画策定負担金事業279万4,000円。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業1,256万1,000円、国庫補助でございます。農林水産業費、担い手確保・経営強化支援事業、3年度補正で計上いたしますので繰越額はございません。土地改良施設大規模改修計画策定事業1,567万6,000円、県補助事業でございます。土木費、道路維持補修事業5,000万円、国庫補助事業でございます。教育費、教育施設アフターコロナ対策事業872万8,000円、国庫補助事業でございます。秦荘中学校LED照明改修事業5,182万円、国庫補助事業でございます。愛知中学校校舎と大規模増改築事業1億9,058万9,000円、国庫補助事業でございます。

次ページでございますが、介護保険事業特別会計、総務費、第8期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画書等印刷事業57万4,000円。

以上、報告でございます。

○議長（伊谷正昭君） これで、報告第5号を終わります。

◎報告第6号の上程、報告

○議長（伊谷正昭君） 日程第3、報告第6号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

町部局の報告を求めます。企画・産業担当政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） それでは、報告第6号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算繰越計算書について御報告申し上げます。

議案書4ページ以下を御覧ください。本件は、地方公営企業法の規定に基づき、予算の繰越しについて御報告をするものでございます。繰越しを行った事業につきましては、議案書5ページに記載しておるとおり、公共下水道舗装復旧工事事業（東円堂工区）1件でございまして、予算計上額1,678万6,000円でございます。繰越しの理由については、舗装復旧工事実施予定の路線に接している企業との調整に時間を要したことにより、令和2年度内の事業完了が困難になったことによるものでございます。

以上、御報告させていただきます。

○議長（伊谷正昭君）　これで、報告第6号を終わります。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君）　日程第4、議案第29号　愛荘町空き家等の適正管理に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君）　それでは、議案第29号　愛荘町空き家等の適正管理に関する条例について御説明申し上げます。

議案書6ページ以下、改正条例説明資料1ページ以下を御覧ください。本条例案は、空き家等の適正な管理に関して必要な事項を定めることにより、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止し、もって生活環境の保全及び安全安心な暮らしの確保に寄与することを目的に制定を行うものでございます。本条例案においては、空き家等に係る所有者等の責務、空き家等について町において実態調査等を行うことができる旨の規定を設けたことに加え、いわゆる特定空き家等に関して、行政代執行に至るまでの助言、指導、勧告、命令等の手続を定めるほか、その他必要な事項を定めるものでございます。

付則において、本条例案の施行日を令和4年1月1日と定めるほか、同時に愛荘町空き家等対策協議会条例についても所要の改正を加えるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己君。

○13番（辰己　保君）　13番、辰己。これそのものの条例そのものじゃなくて、今説明にあったように、適正管理から代執行まで規定していくということですので、結局は職員の立入りと、なかなかこれは個人財産で関わってくるわけで、専門家の意見を取り入れるというか、そういう条項があったほうが、条例上職員もその上から執行しやすい、活動しやすいということを考えるんです。ですから、今ここに即今ではなくて提案なんです、検討をされたらどうかという提案をしておきたいというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（伊谷正昭君）　企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君）　いわゆる特定空き

家の認定、これ自体について助言または指導ないし勧告に至った場合、固定資産税の減免措置が外れることであるとか、将来的には代執行の道が開けることになってまして、まさに私有財産権との緊張関係を有するところでございます。

そのため、特定空き家の認定に際しましては、別に町が設置しております空家等対策協議会において、特定空き家等の認定について御議論等を専門的な見地でございますとか、住民代表の方の御知見等を活用して、まず認定をしていくこととなりますので、議員御指摘の点につきましては、そういった部外者も入った会議のほうで認定作業を行っていくという流れになっております。

○議長（伊谷正昭君） ほかに質疑ありますか。8番、徳田君。

○8番（徳田文治君） 徳田です。先般、一般質問をさせていただいた中に、空家協議会の人数の増員を触れていただけてますけど、何名ぐらい増員なされたんですか。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 既に今年度から増員のほうをさせていただいております、これまで地域代表の方につきましては、各中学校区から1名ずつという形で委員とさせていただいておったのを、今年度から各小学校区から1名ずつということで、2名の増員というふうになっております。

○議長（伊谷正昭君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（伊谷正昭君） 次に賛成討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊谷正昭君） 全員起立であります。よって、議案第29号 愛荘町空家等の適正管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 日程第5、議案第30号 道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画・産業担当政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） それでは、議案第30号 道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書10ページ以下、改正条例説明資料3ページ以下を御覧ください。本条例案は、今般道路構造令の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整備を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容は、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けた帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定。道路の片側に自転車道を設ける場合の要件に、設計速度が60キロメートル毎時以上のものを新たに追加、交通事故の防止を図るため、必要がある場合に道路に設ける施設として、自動運行補助施設を追加、歩行者利便増進道路の構造の一般的、技術的基準を定めるほか所要の改正を行うものでございます。

この条例は公布の日から施行し、現在工事中のものを除き、同日以降に新設し、または改築する町道について適用するものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ちょっとお教えいただきたいんですが、この条例を適用するに当たって、実際に町道の中でどの程度のものが該当するのかがということがまず1点と、そしてもう1つのちょっと気になりますのは、中学生のほうの通学路、それとこれとが重複する部分というのが出てくるのかどうなのか。その2点、お尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） お答えします。

まず、1点目の町道の該当でございますが、この条例の改正におきましては、一般的に自動車運行補助施設等を追加したり、歩行者利便増進道路の構造基準の新設等で

ございますので、本町におきまして、歩道空間をそういった形で、今現在、整備をしてあるところ、また将来的に、即今計画等でそういった整備をするというところは、今のところは持ち合わせておりませんので、即今ないという状況でございます。

また、通学路との重複でもございますが、今ほど申し上げましたとおり、即今、計画等がございませんので、そこは今のところその通学路との重複というところの部分に関しましても、計画等はないという状況となっております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 全員賛成であります。よって、議案第30号 道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

○議長（伊谷正昭君） お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第6、議案第31号を日程第10、議案第35号の次に変更し、日程第7、議案第32号を先に審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第7、議案第32号を先に審査することに決定をいたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 日程第7、議案第32号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） それでは、議案書15ページをお願いいたします。

それと、説明資料も15ページをお願いをいたします。議案第32号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。説明資料のほうをお願いをいたします。

条例の一部を改正する理由でございますが、厚生労働省及び総務省のほうから事務連絡があり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免等について改正をするものでございます。

改正する条例の要旨でございますが、保険税の対象年度及び納期限について改正をするものでございます。対象となりますのは、国民健康保険税の令和3年度課税分で、令和3年の4月1日から令和4年の3月31日までに納期限が定められているものとするものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次ページからは、新旧対照表でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 以上、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決をいたします。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 全員起立であります。よって、議案第32号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 日程第8、議案第33号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（森 まゆみ君） それでは、議案第33号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書の16ページ、改正条例等説明資料の17ページをお開きください。説明資料で御説明をいたします。

まず、改正の理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、家庭的保育事業等により保育の提供を受けていた利用乳幼児について、保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れ、教育または保育を提供することとしております。連携施設の確保が困難である場合は、この規定を適用しないと定めておりましたが、今回の改正により、適用しない場合について具体的に定めたものでございます。

第6条第4項に、保育の利用調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置、保育の提供の終了に際して、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき、また、連携施設の確保が著しく困難にあると認めるときを加えるものでございます。また、第37条第4号に、居宅訪問型事業者が提供する保育の内容として、母子家庭等の乳幼児の保護者について、保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上、環境上の理由により家庭での養育が困難な場合を加えるものでございます。

改正後の条例は公布の日から施行するものでございます。

18ページから19ページまでは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 起立全員であります。よって、議案第33号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 日程第9、議案第34号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（森 まゆみ君） それでは、議案第34号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書の18ページ、改正条例等説明資料の20ページをお開きください。説明資料で御説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、特定地域型保育事業者により保育の提供を受けていた満3歳未満児について、保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続

き連携施設において受け入れ、教育または保育を提供することとしています。これまでも、連携施設の確保が困難である場合は、この規定を適用しないと定めておりましたが、今回の改正により、適用しない場合について具体的に定めたものでございます。

第42条第4項に、保育の利用調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による保育の提供を受けていた満3歳未満児を優先的に取り扱う措置、保育の提供の終了に際して、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき、また、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときを加えるものでございます。

改正後の条例は公布の日から施行するものでございます。

21ページから22ページまでは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決をいたします。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 起立全員であります。よって、議案第34号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後1時58分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 日程第10、議案第35号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）を議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） それでは、横向けの補正予算書をお願いをいたします。同じく、概要をお願いをいたします。めくっていただきまして、1ページからでございます。

議案第35号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,565万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8,353万5,000円とするものでございます。

めくっていただきまして、2ページ、第1表でございます。歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金でございます。

次のページ、歳出でございます。総務費、民生費、農林水産業費、教育費について、追加の補正でございます。

次に、6ページをお願いをいたします。

まず、歳入から御説明のほうをさせていただきます。国庫支出金2目民生費国庫補助金、補正額が263万3,000円でございます。これにつきましては、学童保育所、子育て支援センターを対象とした子ども・子育て支援交付金3分の1補助率113万3,000円と、民間保育所を対象といたしました保育対策総合支援事業費補助金2分の1補助率150万円でございます。

次に、教育費国庫補助金138万7,000円の追加でございます。教育支援体制整備事業費補助金で、幼稚園ICTの整備で補助率4分の3でございます。

次に、県支出金民生費県補助金113万3,000円の追加でございます。学童保育所、子育て支援センターにおきます地域子育て支援事業交付金補助率3分の1、113万3,000円でございます。

次に、農林水産業費県補助金3,040万3,000円の追加でございます。担い手確保・経営強化支援事業補助金、東円堂、香之庄地先でございます。2,740万3,000円と、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金、軽野地先でございます。

300万円でございます。

次に、繰入金財政調整基金繰入金1,009万4,000円でございます。財源調整によるものでございます。

次に、7ページの歳出でございます。総務費財産管理費363万円の追加でございます。これにつきましては、平成29年3月策定をいたしました愛荘町公共施設等総合管理計画について、国のほうから、今年度中に計画の見直しを行うよう通知がありましたことにより見直しを行うものでございます。今年度に限って、特別交付税の対象となるものでございます。

次に、民生費福祉センター費58万円の追加でございます。施設修繕料といたしまして、健康プールの駐輪場に24万2,000円、いきいきセンター女子トイレに33万8,000円でございます。

次、民生費児童福祉費児童福祉総務費653万円の追加でございます。国庫補助金の財源でございます。需用費、消耗品費として60万円、備品購入費、施設備品購入費、子育て支援センター対象30万円で、需用費と合わせまして90万の事業でございます。

次に、負担金補助及び交付金514万7,000円でございます。上段の学童保育入所支援事業補助金につきましては、生活保護世帯児童の学童保育所の入所の申込みに伴いまして、補助金を計上するものでございます。

次に、保育所運営対策事業費補助金は、民間保育所に対して250万円の補助でございます。学童保育所感染症対策補助金は、学童保育所に対する補助金250万円でございます。償還金利子及び割引料48万3,000円につきましては、平成元年度分の国からの指示によりまして精算をし返還をするものでございます。

次に、保育園費196万2,000円の追加で国庫補助つきでございます。報酬につきましては、非常勤職員、パートタイムの会計年度任用職員196万2,000円で、つくし保育園におきます加配の人員でございます。

次、めくっていただきまして、8ページの農林水産業費農業振興費で3,040万3,000円の追加で、国庫補助でございます。負担金補助及び交付金で、1つが担い手確保・経営強化支援事業補助金、東円堂、香之庄地先で2,740万3,000円。強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金、軽野地先で300万円でございます。これにつきましては、農業機械等の購入でございます。

次に、教育費教育振興費 195万6,000円の追加で、国庫補助でございます。委託料、幼稚園ICT環境整備委託料195万6,000円の追加でございます。職員室から遊戯室にLANを延長して外部配信ができるようにするものでございます。

次に、幼稚園費50万円でございます。備品購入費、愛知川幼稚園、秦荘幼稚園におきまして、令和2年度末において匿名で寄付を受けたものでございます。それぞれ愛知川幼稚園34万6,000円、秦荘幼稚園15万4,000円でございます。

次のページ、社会教育費の文化財保護費でございます。8万9,000円の追加でございます。軽野神社の消防設備の修繕に係る補助2分の1で、8万9,000円の追加となります。

次に、10ページからが給与費明細書でございますので、御確認を頂きたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番、徳田君。

○8番（徳田文治君） 徳田です。1点質問させていただきます。

今も総務政策監が、説明ありましたように、平成29年3月策定の愛荘町公共施設等総合管理計画について、1月26日に総務省自治財政局から通知があったと。それで、見直しを行うための経費として363万円が委託料として計上されたということですが、この中に今、令和3年度に限り市町村における総合管理計画の見直しに係る経費、専門家の招聘に要する経費、旅費とか報償費、また計画の見直しに要する経費、委託料、印刷費などについて、特別交付税の措置を講じると、こういった答弁というか、御説明を頂きました。

ただ、私はちょっと疑問に感じていますのは、これまでも業者委託に基づいていろいろな計画が策定をされてきました。また、この29年の今の策定のあり方検討委員会も、令和2年2月28日に公共施設等総合管理計画、また個別計画など、議題にも上がっております。そういった中で、いろいろ議論を重ねてこられて、なぜ今それなのに業者委託されるのかということと、やはり町としてのポリシーはどこにあるのかと。まずこの1点と、町として何をもう一度見直しされようとしてされているのかと、この要点について。それと、なぜまた、この令和3年1月26日、総務省通達が発出されたと。やはり令和3年度の当初予算に考え方としてもお示しを頂きたかったし、そ

のような重点施策としても、やはり継続事業としてお示しを頂きたかったと、このように思うわけですが、3点か4点質問させていただきましたが、よろしく願います。

○議長（伊谷正昭君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） まず、私のほうからは、まず1つ、なぜ当初予算に計上しなかったのかというところでございますが、総務省通達がもう今年の1月下旬にあったということで、当初予算の算定、積算には間に合わなかったというところで今、年度入りまして、この6月に上げさせていただいたというところでございます。

それと、あと何を見直そうとしているのかというところと業者の委託等については、担当課長のほうから説明をしていただきます。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） そうしましたら、私のほうから、まず何を見直しをするのかということで、見直しの内容でございますけども、今回通知のありました総合管理計画の見直しに当たっては、記載すべき事項、それから記載が望ましい事項等が通知の中で明記をされています。また、そのほか総合管理計画の策定に当たっての指針等を踏まえまして、見直しを行うことになります。少し細かな話になりますが、特に、個別施設計画に基づく対策効果を反映した中長期的な経費見込みの試算をした上で、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の経費見込みとの比較をし、対策による効果額の試算等を行うといったようなところら辺が明記されておる中で、今回見直しで進めていきたいというふうに考えております。

それから、なぜ、委託事業者のほうに委託をするのかというところら辺でございます。今回の補正に当たりまして、計画の見直しをする上で、町のほうで対応可能な業務といたしますか、項目といたしますか、それと、そうでない項目とに分けて参考の見積りを聴取をしております。特に、総務省の試算ソフトの考え方であったり、既存成果データの活用等については、高い理解度等が必要な箇所もございますので、そういった部分について、事業者のほうに委託をするということで、また職員のほうで、我々のほうでできる部分については、我々のほうでさせていただこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） ほかに質疑ありませんか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。この見直しされるに当たって、改めて管理計画をつくられる、要するに見直しですから、先ほどの説明あるように到達点ということも含めてで、そのときに出てきたのは個別計画の評価というか、そういうものも含まれてくるという解釈をしたわけです。そこで、個別計画をつくるときに、公共施設の利活用を考える検討会を立ち上げているんです。この検討会には、町長はどのような内容を諮問したのかということです。

次に、個別計画を恐らく上申というか答申もらっているわけです。その答申を、要するに計画、ややこしい言い方するより。計画を受け取って、次に庁舎等あり方検討委員会に諮問しているわけです。それぞれどういった内容で町長は諮問をされたのかということが、まずお聞きしたいということです。そして、利活用を考える検討委員会ではなかったんです、検討会にしているんです。検討会という、指摘というのか、そういうのも、行政委員会なら、検討委員会とか委員会をつけたのかなと思うんですが、これは単なる諮問しているだけというふうな位置づけなのかどうか。そういうところがちょっと気になって、どうなのかということが、まず、取りあえず諮問の内容と、検討委員会と検討会の違いですね。委員会がついているかついてないか、ちょっとその点のところをお尋ねしておきます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 御答弁申し上げます。

まず、今ほど政策監並びに担当の室長からも御報告申し上げましたけれども、これの363万円というところの委託料でございますが、これはそもそも着手をしていかねばならないというふうに申し上げておられますのが、全員協議会でも御報告を申し上げたかと存じますが、これから公共施設の最適配置、集約を進めていくときに、それを除却したりとかいろいろ内装を触ったりとかそういう部分、ございますね。それに際して、その事業債を活用していくに際して、この計画を各市町村がしっかり持つておくようにというふうに言われておりますので、それが理由で、この360万円の支出をするということ。逆に、これをしないことによって、総合管理計画を更新しないと有効な事業債を適用できないというところがありますので、363万円の今回更新にかかる費用でございますけれども、これをかけないことのほうがかえって町行政にとってロスになっていくというところが背景でございますので、ちょっとその部分、御理解を頂きますれば大変幸いです。

辰己議員の御質問で、今回検討会、2つ立ち上げておりました。総合管理計画がございまして、これがどちらかというと理念的なものでございまして、理念的なものであったので、これを個別施設計画に形づくっていくに際して、公共施設の有効活用の検討会ということを立て上げております。ここで、様々な御意見ということをもんでいただきまして、個別施設計画ということが立ち上がってまいりました。この個別施設計画の中で、24施設に関して、各課ではなくてまだ方向性がなかなかに定まり切らないというところが24ございましたので、そのうちの9つ、行政系をまず9つ、先んじて1弾目ということで、このあり方検討委員会に諮問をさせていただいたということが、さきのあり方検討委員会で行いました。検討会と委員会の行政的な形の違いというところに関しましては、担当課から御答弁させていただきます。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 利活用の検討会、それから、今ほどのあり方検討委員会でございますけども、利活用の検討会のほうには、総合管理計画からを作成した後に、各自治体、個別の施設計画を策定するというところで、国のほうからの指導等、通達がございまして、検討会のほうには、その個別計画の策定に伴う諮問のほうをさせていただきました。それから、あり方検討委員会のほうにつきましては、今ほどの町長のほうの御答弁のほうにもありましたように、9つの施設についての具体の方向性について、諮問をさせていただいたというところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） この答弁の中で、個別計画、要するに公共施設の利活用やね。利活用を考える検討会で、答弁です、今私その答弁の中の解釈が間違っていたら当然それで指摘受けたらいいので。固まっていないので、24施設について、固まったみたいな答弁でした、検討会の半ば。まず、ここがまず間違っていたら話がならんねやけど、要するに総合管理計画は9類型、80施設かいな、82ですか、すいません。えらい厳密にして、私ざつくなどで、82施設があったと思うんです。インフラ3類型ということで、取りあえずこちらの行政系の9類型を個別で検討してくれということですね、流れからいって当然。だから、その個別を検討した。実は、82施設検討し切れなかった。でも、個別計画のほう見せてもらおうと、それなりに何年、何年にはあれ検討とかというて一応組み込まれてはいます。

私は、答弁で、固まっていなかったのになぜパブコメができたのかということですが、

1つ。固まっていらないんです。行政として責任を持ってパブコメを、意見を求めると。今、答弁からしたら固まっていなかったという言葉がありました。なぜ私、こういうことを今言っているか。これから見直すんです、今町長が言われたように。要するに、補助金や交付金、あらゆる該当するものを取っていく。そのためには今回見直しをしなかったら駄目なんだ。それは認めます。

でも、これからは、じゃあもう一度そういう利活用を考え直すのか、同じ手順を取るのかということです。要するに、個別計画をもう一遍見直すのかということです、私の言いたいのは。だから、以前のやつを今確認をしてるんです。不十分であってもパブコメをしたら成立するんだということですか、どうですかと、当然答弁を頂いたらいいわけで、私に分からないところを今聞いているわけで、答弁を頂ければいいわけです。

ひとまず、さっきの答弁からすると、前回は、固まっていらないものをパブコメに出した。パブコメで意見を聞いた。最終的に、そのパブコメを含めて、計画成案として町長に提出したということになると思うんです、手順としては。パブコメもろてから最終的に成案しますから。私は、時系列でいったらそう間違いないと思っているんです。ただ、ここで問題なのは、固まっていらないものをパブコメに出してよかったのかどうかというのが1つ引っかかったところです。改めて、今度も見直すけども、改めて個別計画を協議し直すのかどうかということです。検討会と検討委員会、委員会でなくて行政委員会の位置づけはしてなかったんだというのか。でも、パブコメしているからちょっとその整合性がなくなってくると思うんで、あまりその検討会や検討委員会にこだわる必要はないということが答弁で言われるかどうかです。

なぜこんなことをしつこく聞いているかといえ、この総合管理計画、要するに集約化というか配置の見直しやら、これは、この総合管理計画そのものは、公共施設の在り方が、行政のトップダウンで進んでいるんです。だから、議会やら町民が分かるのは、皆さんから具体的に、確かに具体の方針、あれが示されるまではちっとも分からないというところが進むんです。パブコメやらもらっても、実際問題、身近に感じないんだということです。ですから、私はあえて以前の、前回の総合管理計画と個別計画、個別計画をもって、次に庁舎等あり方検討委員会、そして仕上がったのが具体の方針というもの、その時系列を私たちはもう一度押さえておかなければならないということを言っているんです。

その理由は、これは行政のトップダウンで進む計画なんですということです。そのことも私は皆さんにもう一度知ってほしいということで、こういう質問をしています。そこで、先ほど質問したそういうなんでパブコメが開けるのかと。いや、実はそうではないという答弁を頂ければありがたいです。

そして、検討会と検討委員会のその違い、要するに責任の重さといいますか、その違い。その個別計画、私は管理計画と個別計画はセットであるという考え方を持っています、読ませてもらって。じゃあ、私たちはその個別計画をどの程度信用できるのかということです。その説得を答弁でしていただきたいと思います。

なぜなら、個別計画を示しておきながら、具体の方針のところ大きく違っているわけですね。具体の方針は何年までにします、何年までにしますと一定のところは個別計画には載っています。それは、具体の方針のところでは変わってきているわけで、その個別計画の立つ位置というか、我々に対する信用度です。行政から訴えるというのか。その点の個別計画の立つ位置を教えてください。でなければ、私たちはその個別計画、今度総合管理計画が見直されて、個別計画がつくられて、それをそのまま受け取れるのかどうかという、今度そういう問題に発展します。ですから、その確認をさせてもらっています。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） そうしましたら、まず少し時系列的なところら辺で、私もちょっと御説明させていただきたいと思うんですが、平成26年の総務省からの通知で、各自治体が総合管理計画を策定しております。当町につきましても、平成29年の3月に策定をさせていただいたかと思います。これにつきましては、当町の人口動態であったり財政状況であったり、それから、現在保有をしております先ほど辰己議員おっしゃっていただきました82の施設、これらの施設の状況を踏まえて、その総合管理計画の中で、基本方針というのを3つ掲げ、それに向けて、82の施設を9つの分類に分類して、それぞれ大まかな方向性を示させていただきました。これがまず、総合管理計画でございます。

それから、先ほどおっしゃっていただきました公共施設の利活用を考える検討会のほうに、個別計画を策定するに当たって町のほうから諮問をさせていただきました。この個別計画につきましては、先ほど総合計画では、9つの分類に分けての大きな方向性でございますので、その分類ごとにそれぞれの個々の施設がございますので、そ

の施設について、それぞれ方向性を示させていただいて、何年までに検討するであったりとか、何年までに除却とかいったような個々の施設についての方向性を示させていただいたのが個別施設計画でございます。

それから、内容が固まっていないのにパブコメがなぜできたかというところら辺をおっしゃっていただいたんですが、個別計画につきましては、今ほどのあり方を考える検討会のほうで御議論いただいて、答申を頂いた内容について、最終的に町のほうで個別施設計画を策定させていただきましたので、それについて、パブコメのほうをさせていただいたというところでございます。

それから、今回、総合管理計画を見直しをするに当たって個別計画を見直すのかというところでございますが、個別計画につきましては、総合管理計画を策定した2年後に個別計画ができております。個別計画自体は8年間の計画になっておりまして、総合管理計画の計画期間と終了時期を合わせていただいております。この8年間の間の中間年、4年目で中間の見直しを行うというようなことにさせていただいております。それが、令和4年度になります。

ただし、今回、総合管理計画の見直しということでさせていただきますので、個別計画のほうでは中間年で見直しとは言ってはおりますが、必要に応じて見直しをする必要がある場合はしていくということさせていただきますので、特に、今ほどおっしゃっていただきましたように、総合管理計画があつて個別計画、一体ものであるというふうに理解していただいているというところら辺、御意見いただいたと思うんですけど、まさにここは総合管理計画の下位計画として個別計画がございますので、上位の計画の内容、見直しの内容によっては個別計画のほうも修正をかけていかなくてはいけないかなというふうには考えております。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時33分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） 推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） もう1つ、先ほど、個別計画のとき

には検討会と、それから9つの施設を検討していたときにはあり方検討委員会ということで、検討会という委員会ということの違いということで御質問いただきましたが、これに関しましては検討会、委員会ともに内容は非常に大事な内容でございますので、御審議いただく組織として立ち上げをさせていただいたんですが、性質上は同じものということで、違いはございません。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 細かいことを1つ言わせていただいて、答弁いただいております。

検討会は行政委員会に属するのか。要するに、行政委員の報酬に支払う上においての条例上の規定。検討委員会としてしっかりと委員会委員に、報酬を支払う7,000円から7,500円やったかいな、日当。検討会はそのように規定がされているかどうか、条例上。これ大事なところなんよね。何でもなさそうなんだけど、皆さんが条例に基づいて物事を進めているかどうかという根本的な問題なんで、確認をさせてもらっています。いや、そらこんなもん行政委員でもないのに協議してやっていたら大変なことです。ですから、その確認をまずします。

個別計画は、最終的には、それが不十分と見るか成案と見るかは個々の捉え方であるわけだと思うんですね。でも、行政のほうから見れば、一応22年とか26年とか一定の規定をしたり、延命化とか、そういう表でも、82施設を一応全部網羅していると解釈すればそれはそれでいいんですね。ですから、それはそれで、私は、そこがどうであるかというのは多少疑念は持っているだけで、それは個人的に捉え方の問題であって。だから、それほど個別計画は、今言われるように管理計画の具体を示したのであって、具体計画で、総合計画でいうと、総合計画、基本計画というふうな関係にあると思うので、同じものだというのを議員の皆さんも知ってほしいと思うんです。総合計画、基本計画。管理計画、個別計画。その上で、具体的に具体の方針と来たわけで。

改めて聞きます。この一貫性のある個別計画を、要するに具体の方針はそのうちの9施設と言われていました。9施設を協議してもらったという。諮問したんでしょう、9施設について、すなわち。行政は、個別計画はどの程度の重視をしたのかということに今度なってくるんです、私に言わせてみれば。22年までに検討しなければなら

ない施設があったはずで。その施設の報告もなしに、庁舎の集約26年までを優先させて協議をして、しかも、公民館は廃止すると言いながら、実際、意見を求めて5年から10年という長さをつくったんです。個別計画はどこへ行くわけ、この個別計画は。一体性のある個別計画は。ここ、しっかり説明してもらわないかん。次、見直しかけて、次にどうされるのか分からないけど。あくまでも行政サイドでしかこれ動かないから。だから、私は口酸っぱくこれ言っているんです。総合管理計画でも個別計画でも、あなたが言ったように3本の方針が出ています。3本の方針では、庁舎については、住民と議会としっかりと共有していくと書いている。もうそこに3本の、3つの方針を示されています。3つの方針は一体どこ行ったんやということになる。個別計画は一体どこへ行ったんや。ここの大事なところ、説明をしっかり頂きたいと思います。まず、条例に基づいて委員会が提出するのか、2つ目は、個別計画はどの程度信用していいのか。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適化配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） まず、利活用を考える検討会と、あり方検討委員会でございますが、こちらのほうは、行政委員会という位置づけではなく、委員の各、それぞれの委員の皆様には、報酬条例での費用はお支払いはしておりません。

それから、もう1点、あり方検討委員会の9つの施設でございますが、これにつきましては、個別施設計画を策定させていただいております。それぞれで、各個々の施設の方向性、具体の方向性ということで、個別計画の中で示させていただいております。

例えば、庁舎でございますと、この愛知川庁舎、秦荘庁舎、2つの庁舎がございますが、1庁舎に集約するというところで、個別計画は策定をさせていただいておりますが、今回その1庁舎に集約するが、じゃあその具体の策、新しく庁舎を建てるのか、それとも秦荘庁舎、愛知川庁舎、どちらかに集約するのか、この辺の具体策が定まっていな施設を上げまして、それが24施設あり、その24施設を行政関係と教育関係の2つに分けさせていただいたのが9つと15施設でございます。さっきの9つの施設のほうをあり方検討委員会のほうに諮問をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（伊谷正昭君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 行政委員会やなかったんやね、今の答弁でいくと。行政委員会としての位置づけではなくて、報酬条例にのっとった支払いをしていないということやね。お礼をしたというだけやね。謝金か。そういうことですか。そういう手が見えるんや、行政は。謝金でそう、すごいね。何で俺、行政委員会、行政委員として支払う、全部は載ってないけど、あの一覧表には。

そしてから、今言うている個別のところ、確かに各行政施設、福祉施設、そういう9類型に合わせて全部一覧表をして、予定しています。定まっていないけども、そこでは年数は入っていますね。だから、私は、言っているのは、個別計画をどの程度まで信用したらいいんですかということです。確かに、検討をしようということですから。でも、ここ1つ、皆さん忘れたらあかんのは、行政のトップダウンでやっている仕事ですから。だから、私たちの裁量でやっていますと言われたら、答弁がそれだったらもうそれまでなんです。トップダウンですから。

ですから、私はこの細かいところまで、我々はこれからは、見直しをかけられたら、これからは本当にこの問題は注意を払って取り組まなかったら駄目なんだということ。この機会に、改めて皆さんに訴えておきたいし、町民さんにも分かっていたきたいということ。これはトップダウンで進んでいる仕事ですから。くどいですが、すいません。一応、こんな支払いができるのかだけちょっと本当に、こんな支払いができるのかだけ聞いておきます。謝金でやったわけ、この委員会、2つとも。ちょっと確認。

○議長（伊谷正昭君） 推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今おっしゃっていただきました2つとも委員会とも、謝礼のほうをお支払いをさせていただいております。

○議長（伊谷正昭君） 西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今、非常に大事な質疑がされたと思います。

昨日、私、一般質問で実はこの個別計画の質問をいたしました。それに係ることだろうと、こういうように思いますので、予算的にはともかくといたしまして、この内容としましてね、今の質疑と重複するかもわかりませんが、一応私の言葉で、疑問点だけを確認したいと思いますので、お願いしたいと思います。

ほんで、これは、今ここに書いておりますのは、総合管理計画というようなことですけれども、物によっては、この個別施設計画への影響が出てくる。こういう回答でしたね、先ほどは。いや、声に出してくれな会議録に残らへんから、うなずかれるだ

けでは。言うてください、ちゃんと。

○議長（伊谷正昭君） 推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） そのとおりでございます。

○議長（伊谷正昭君） はい。

○4番（西澤桂一君） それと、当然、今までの経過からいきまして、見直しというものの、やはり今まで検討会あるいは検討委員会というそういうものを経て、今日が計画が作成されたということですから、この見直しの段階においてもやはりそういうような関係者とか、あるいはそういうような意見交換というのは考えておられるのかどうか。単に外注による業者、あるいは、役場庁内だけの中での見直しをされていかれるのかどうか、その点をお願いしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今回の補正での総合管理計画のほうの見直しにつきましては、新たに何かそこ、検討委員会との組織を立ち上げて見直しをするというところではなく、改定版として見直しをさせていただくということになります。

○議長（伊谷正昭君） 西澤君。

○4番（西澤桂一君） そうしましたときに、その経過というのは、議会のほうへの報告というのは、その都度してもらえるのでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 総合管理計画の見直しのほうにつきましては、事業者のほう、これから決定をさせていただくこととなりますが、その事業者との中で進めていく中で、またどういふところが変わったかというところを議会のほうに報告をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊谷正昭君） 西澤君。

○4番（西澤桂一君） 町長にお尋ねしておきたいと思います。今、担当の室長のほうとやり取りしているんですが、今担当の室長のほうの回答で、町長の考えとはこれは合致しているということで受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど室長が答弁をさせていただきましたとおりでございます。これはあくまで、この総合管理計画の更新、アップデートでございますという

ことにおいて、大きな方針ということも合致したものでございますので、そこに新たに委員会を設けてということではないというものでございますし、また、どういう部分がいわゆる更新を受けたのかと、更新をしていくのかというようところが、ある程度この更新事業のほうが進んできたところで、それはもちろん議会に共有をいつもさせていただいているものでございますので、御報告申し上げていくというものでございます。

○議長（伊谷正昭君） ほかに質疑ありませんか。徳田君。

○8番（徳田文治君） 8番、徳田です。ちょっとこの見直しの中に、読んでみますと、公共施設等適正管理推進事業債。事業債の今後の在り方というのでコメントがあるんですけど、令和3年度まで事業期間とする公共施設等適正管理推進事業債の令和4年以降の在り方については、地方公共団体における総合管理計画の見直し状況等も踏まえつつ検討する予定であると。なお、令和3年度までに建設工事に着手した事業については、令和4年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずると。この辺も、もう少し詳しく御説明いただきたいのと、この82施設の中にはインフラで、当然道路、もちろん橋梁、下水道、その他のインフラ、公園とか児童遊園地があると思うんですけど、こういうなんはやはり起債になるんですか。ちょっとその辺の詳しい御説明をお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） まず、公共施設等の適正管理事業債の関係でございますが、この事業債については、平成29年度から今年度まで、5年間というような国の財政措置でございます。今年度に、国のほうからこの管理計画の見直しがあったということは、この事業債が今年度で終わりますので、来年以降に影響するものと推測をしております。まだその通知はございませんが、この見直しをしていなければこの事業債の適用が受けられないのかなというところでございます。そういったこともありまして、国のほうは特別交付税の対象というようなところで、この見直しに拍車をかけるようにしたのかなというところでございます。

それともう1点のインフラの整備でございますけども、当然道路、それから下水道、そういったものについても入ると、この管理計画の中には入ってきますので、その点、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君）　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君）　13番、辰己。令和3年愛荘町一般会計補正予算（第2号）について、この中で総務費財産管理費公共施設等総合管理計画策定業務委託料363万円についてのみ、反対をさせていただきます。

ただし、確かに総合管理計画、これは補助金、交付金を受けるための見直しです。そのこと自体が、行政運営としては補助金、交付金を受けるということは当然の業務です。ただし、この総合管理計画、個別計画、これが行政のトップダウンで進めていくことによるいろいろな弊害、こういうものを私は訴えて討論とさせていただきます。

合併した町として、公共施設の廃止、統合、転用を慎重に検討しなければなりません。公共施設がなくなった地域では、日々の生活や豊かな暮らしが損なわれ、住民の居住空間にも影響を与えます。すなわち、今まで培ってきた地域コミュニティーが壊れていくということです。小中学校の統廃合で象徴的に表れてくるように、住民がより利便性の高い地域のエリアへ移動していくということです。

総合管理計画と個別計画はセットです。地方自治体の行財政改革を進めるに際して、自治体の財政悪化に国が積極的に支援するのではなく、地方に経費の抑制を求める手法としての公共施設の再編を迫ってきたのです。国は、総合管理計画の策定を義務づけて、誘導しています。行政のトップダウンで進めてきた総合管理計画、それに基づいて設置された公共施設等の利活用を考える検討会、そこで答申された公共施設等建物個別計画、その具現化が、行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針です。経緯からも、行政による上からのマネジメント計画、管理プランであるため、町民の理解を得ることは難しくなります。同時に、同一施設である地域総合センターの延命化は、市町村が単独で全ての公共施設等をそろえるフルセットの行政からの脱却を求める国の総合戦略からも矛盾するため、説明がつかなくなっているはずです。

庁舎集約化に向けた取組において、行政は公共施設の状況や財政の見通しなどのデータを示し、町民に公共施設の再編が不可避であることや、特定の施設の廃止、統合が行政効率的に見て合理的であるとの説明を行ってきました。しかし、そのことが直ちに町民の理解を得ることに結びついてはいません。町民は、公民館や庁舎の施設が統廃合の対象になるのか、施設には別の使い道がないのか、施設がなくなってもコミ

ユニティーが存続するためにどうすればいいのか、そもそも公共施設とは誰のものなのかなどなど、町民にとって熟慮されるべき事柄が非常に多くあります。ですから、行政による上からのマネジメント計画に、議会と町民の共有が必要になってくるのです。町自治基本条例の遵守を、改めて求めておきます。

最後に、公共施設の統廃合は、本町の将来の在り方を決めるものであるといっても過言ではなく、地域自治の立場から、公共施設等総合管理計画の見直し、及び公共施設個別計画を作成されることを進言して、反対討論といたします。

○議長（伊谷正昭君） 次に賛成討論はありますか。河村君。

○9番（河村善一君） 議案第35号 令和13年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う民間保育所や学童保育所への補助金の計上、つくし保育園や子育て支援センターの新型コロナウイルス感染症に伴う対策経費の計上、幼稚園のICT環境の整備に伴う経費の計上、農業の担い手に対する農業用機械、施設の導入支援としての担い手確保・経営強化支援事業補助金及び強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金の計上、平成29年3月に策定した愛荘町公共施設等総合管理計画を見直すための経費の計上など、国の補正予算を活用した予算編成となっており、今の終息が見通せないコロナ禍にあって、住民生活を支えるための事業展開が期待できるものであります。

今後、新型コロナウイルス感染症から住民生活を守るため、万全の対策を行っていただくとともに、さらなる適正な予算執行、予算管理をお願いし、議員各位におかれましても御賛同をお願いしまして、賛成討論を終わります。

○議長（伊谷正昭君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決をします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 起立多数であります。よって、議案第35は、令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決をされました。

◎延会の宣告

○議長（伊谷正昭君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、6月5日から6月17日までの13日間を休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、6月5日から6月17日までの13日間を休会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会をさせていただきます。再開は、6月18日金曜日であります。

以上、これで終わります。皆さん御苦労さんでした。

延会 午後3時00分